

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成28年3月14日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 5時01分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

茂 呂 健 市 小久保 かおる 白 石 幹 男

氏 家 晃 平 池 紘 士 天 谷 浩 明

永 田 武 志

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 針 谷 育 造

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人 大 川 秀 子

入 野 登志子 大 武 真 一 海老原 恵 子

小 堀 良 江 岡 賢 治

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保健福祉部長	奈良部	俊次
保健福祉部副部長	臼井	春江
大平総合支所長	小林	敏恭
藤岡総合支所長	田中	徹
都賀総合支所長	青木	康弘
西方総合支所長	中田	博之
岩舟総合支所長	大島	純一
市民生活課長	岸	千賀子
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	藤平	恵市
環境課長	金子	一彦
環境課主幹	金田	卓
斎場整備室長	若菜	博
人権・男女共同参画課長	木村	正明
社会福祉課長	藤田	正人
社会福祉課主幹	吉澤	洋介
生活福祉課長	横尾	英雄
こども課長	小林	和彦
こども課主幹	中田	勉
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	首長	正博
地域包括ケア推進課長	鈴木	優子
参事兼健康増進課長	大木	富江
地域医療対策室長	福原	誠
大平総合支所生活環境課長	毛塚	政宏
大平総合支所健康福祉課長	野崎	由美子
藤岡総合支所生活環境課長	北村	イツ子
藤岡総合支所健康福祉課長	篠崎	邦雄
都賀総合支所生活環境課長	大杉	栄
都賀総合支所健康福祉課長	稲葉	功子
西方総合支所生活環境課長	出井	裕子

西方総合支所健康福祉課長
岩舟総合支所生活環境課長
岩舟総合支所健康福祉課長

高 橋 礼 子
海 老 沼 文 明
柏 倉 芳 枝

平成28年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成28年3月14日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第21号 栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第29号 栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第31号 栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第30号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第46号 都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第49号 財産の無償貸付けについて
- 日程第11 議案第50号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）
- 日程第12 議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第13 議案第11号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第14号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第 1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第18 議案第 2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算

- 日程第 19 議案第 3号 平成 28 年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 4号 平成 28 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第 21 議案第 5号 平成 28 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第21号 栃木市地域支え合い活動推進条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第21号 栃木市地域支え合い活動推進条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は16ページから24ページ、議案説明書は2ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の2ページをお開き願います。提案理由であります。地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市や市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする方に係る情報提供、その情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、社会から孤立することなく安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、栃木市地域支え合い活動推進条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は、説明を省略させていただきます。

議案書の説明に入ります前に、本条例と改正災害対策基本法との関係についてご説明いたします。地域における支え合い活動は、平常時に限らず、災害時における活動でもあり、その対象者は改正災害対策基本法に基づく災害時の要援護者でもあり、個人情報に関係機関共有におきましては、本人の同意を得られていることを前提とされております。改正災害対策基本法では、市町村において

独自条例で、平時からの名簿情報の提供に当たり、本人の同意を得ない場合でも提供が可能の旨を規定していれば、本人の同意を要しないものとされているところでございます。

それでは、議案書を説明いたしますので、議案書の16ページをお開き願います。このページは、条例制定のかがみの部分になります。

次の17ページからが条例となります。第1条の目的でございますが、先ほど説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

第2条に、用語の定義となります。第1項第1号の支え合い活動でございますが、次の3つとなります。1つに、日常の生活状況を見守る活動と日常生活を支援する活動であります。2つ目に、市等が実施するサービスが適切にて利用されるよう支援する活動であります。3つ目に、災害が発生し、またはおそれがある場合に支援を必要とする方の生命、身体、財産を保護するための活動であります。

18ページをお開きください。第3条の基本理念でございますが、地域における支え合い活動は、市や市民、自治会等がそれぞれの役割を果たすことで安心して暮らせる地域社会の実現が図られるところですが、その活動に当たっては、その対象となる方の意思を尊重し、その権利や尊厳に十分に配慮する必要があるとしているところです。

次の第4条から第8条は、市を初めとしたそれぞれの役割でございます。まず、第4条では、市は、市民、自治会等と連携を図りながら、地域との支え合い活動を推進するために必要な施策を実施すること、第5条では、市民は自治会等が行う地域支え合い活動に協力するよう努めること、第6条では、自治会等は、地域支え合い活動の中心となり、他の関係機関や事業者の行う支え合い活動との連携、協力を努めること、第7条、第8条では、関係機関や事業者は、それぞれの事業や業務を通じて支え合い活動を行うとともに、他の関係機関等との連携、協力を努めることと規定しております。

19ページの中ほどに、第9条では情報提供に関する事項を定めています。情報提供するものとして、第1項第1号に、65歳以上のみの世帯、いわゆるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方となります。第2号から第5号に、身体障がい者など障がい者手帳の交付を受けている方、また要支援、要介護認定を受けている方とします。

第2項では、あらかじめ情報を提供できる団体といたしまして、自治会等や民生委員、栃木市高齢者ふれあい相談員、社会福祉協議会などとしております。

第3項に、名簿により提供する情報は、氏名、生年月日、性別などとしております。これは、栃木市地域防災計画に規定する避難行動要支援者名簿への記載事項と整合性を図っております。

第4項に、提供する名簿については、書面によるものとします。

20ページの下段から21ページにかけては、第10条から第13条では、情報提供に係る市民の意思の確認を定めています。まず、10条では、65歳以上の方のみの世帯におきましては、見守り、支え

合いの必要性が高いというところですが、望まない方もおりますので、情報提供に係る意思の確認において不同意の申し出をする機会を担保し、その場合には、その意思を尊重し、情報提供は行わないこと。

第11条では、身体障がい者や要介護認定者につきましては、名簿への登載に同意する方のみとしております。

第12条では、その他支援を必要とされる方は、みずから申し出を得ることとしております。

21ページの下段から次のページにかけましては、第14条から第16条では、自治会等及び地区社会福祉協議会に対して情報提供する場合の手続を規定しています。まず、第14条では、自治会等及び地区社会福祉協議会に情報提供するときは市長への申し出に基づき行うものとし、第15条では団体等との協定の締結を定めています。第9条第2項に規定いたしました団体等に情報提供するときは、市と協定を締結する必要があることを明示しております。

第2項に、協定書の内容といたしまして、提供する名簿部数、情報提供や閲覧制限に関する事項、名簿の紛失や漏えいなどへの措置などとし、第16条では、協定を締結する団体等は、名簿管理者を選任し、届けることを定めています。

23ページをお開きください。17条では、緊急時における協力の依頼等について定めています。災害の発生やそのおそれがある場合や、またその他、急病等の場合に、本人の生命、身体、財産等に危険があるときには、本人の同意なく、市長が認める団体等に情報提供し、支え合い活動を依頼することができるとしています。

次の18条から20条では、情報提供を受けた団体や活動従事者の義務を規定しています。まず、18条では、協定を締結し、市から情報提供を受けた団体等は、情報の漏えい、名簿の紛失、毀損を防止するとともに、あらゆる安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要性を規定しており、名簿管理者には注意義務を規定しております。

第19条では、情報の提供を受けた団体等には、情報の利用及び提供の制限を規定しています。

第20条では、支え合い活動従事者の義務について定めています。知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならないとしております。

附則で、この条例は平成28年10月1日から施行するとしております。

以上で議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

永田委員。

○委員（永田武志君） おはようございます。お世話になります。3点ほどお伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 一問一答。

○委員（永田武志君） はい。

まず、18ページ、議案書、市の役割、第4条なのですけれども、2において、市は、支援を必要とする者を把握する、また必要な調査を実施する、情報を収集するとあるのですが、実際に市の誰がどのような方法で把握、調査、情報収集をするのか、市の職員なのか、それとも委託団体というか、依頼の方々をお願いするのかお聞きいたします。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

2項の支援を必要とする方に対する把握、調査等ではありますが、いわゆる65歳以上のひとり暮らしの方につきましては、民生委員による高齢者の実態調査を実施しておりまして、その調査対象者と本条例の対象者が一致いたしますので、民生委員にその調査を依頼したいと考えております。また、障がい者等につきましては、それぞれの個人のプライバシーなどもございますので、通知または訪問等により把握していきたいと関係課と考えているところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 個人情報、何かとこういった関係で難しい点も出てくるかと思うのですが、やはり条例化、また進展するためにも、余りにも個人情報、個人情報と厳しいやり方をしますと、やはり協力してくださる、民生委員はもちろんですけれども、大変困る状況が過去にも出てきておりますので、ほかの関係でも、そこら辺をしっかりと指導していただきたいと思います。

2点目をお伺いします。22ページ、15条の協定の締結、これはどの時点で締結するのか、施行日が10月となっております。かなり期間が長いのですが、お伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

情報提供あるいは締結のことについてではありますが、この条例が議会の議決後、10月1日から施行となるところですが、その間に名簿について調査あるいはその把握ということで整理をしたいと考えております。その上で、10月1日から、できるところから情報提供できるようにということで、申し出がありました自治会等につきましては、支え合い活動を進めるということで把握されました時点で協定を結んでいきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 把握できた段階でということで、了解いたしました。

最後、24ページになります。今申しましたように、10月1日から施行するというので、今後のスケジュール的な流れ、概略で結構です、お示しいただければと思います。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

これからのスケジュールであります。今後やはり自治会等の理解が必要かと思っておりますので、自治会の総会などに伺いまして、この条例の趣旨、また支え合い活動は当課の地域包括ケアシステムの構築にもつながるものでありますので、あわせて説明をさせていただきたいと考えております。一応、10月1日までにできる範囲の中でこの条例について周知を図っていきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ただいま自治会の総会等でもということですがけれども、実際、うちあたりは総会は昨日終了しております。少しでも早目に、今月は自治会総会の時期ですから、そういった形をとって周知徹底していただけるように要望して終わります。ありがとうございました。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） おはようございます。議長と委員長にちょっとお断りしまして、風邪がちょっとひどいもので、マスクしながらちょっと発言することになりますが、申しわけありません。よろしく申し上げます。

20ページ、9条2項の（1）番で、これは細かいことなのですけれども、自治会等という言葉が先ほど来から出ておりまして、この中にも、（1）番で「自治会等」となっております。この「等」の部分、ほかに何かあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

自治会等の部分であります。中にはマンションがあるところがあるかと思うのですが、そういった中でのマンション組合などを想定しております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 条例に関しましては、解釈の違いとか、いわゆる捉える方によっていろんな捉え方をすると思いますので、明確にできるものは明確にしていってほしいのかなというふうなこともちょっと感じたところでございます。

ちょっとご提言というか、あれなのですけれども、先ほど永田委員の質疑の中にありました、民生委員さんの方々にご協力をいただくということでございますけれども、今回、一昨年において国勢調査ですか、がありました。そのときに、その担当になった自治会の方々とか、非常にやりづらかったお話を伺っております。それは、やはり個人情報、そういったもの、あるいは各、それぞれのプライベートの中に割り込んでいくということでの、非常に懸念された方々を多く伺っております。いろいろと、65歳以上の方を対象としているわけでございますけれども、非常に個人の取り扱いの仕方、そういった部分では、当然、民生委員の方にお問い合わせするのはわかるのですけれども、願わくば市役所の皆さんも率先してご指導いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、まず、今関連で。

市の役割というところで、18ページですけれども、あります。名簿の調査とかは民生委員なんかをお願いするというような答弁でしたけれども、市の担当部署がやっぱりしっかりしていないとだめだと思うので、これを担当する市の部署というのはどこなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

この条例の担当部署であります。地域包括ケア推進課が中心となり、また障がい者等におきましては社会福祉課、あるいは災害という部分もございますので、危機管理課、あるいは消費者被害につきましては市民生活課など、市の中でさまざまな関係課が関係するところであります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、いろいろな担当課で、地域包括支援の推進、それと、そこが中心になると思うのですけれども、連携というのですか、そこら辺が重要になってくると思うのですけれども、その点はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

支え合い活動、あるいは災害時も含めて進めていくに当たりましては、庁内の中での連携というものが非常に重要であります。この条例制定に当たりましては、関係課との協議を再三進めております。特に対象者となります65歳以上あるいは障がい者等についての情報の把握に関して、今現在、高齢福祉課あるいは社会福祉課などと詰めているところであります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先進自治体、例えば中野区なんかでは、地域支えあい推進室というのですか、そういったものを設けて、そこが中心的にやっているようなことのように思いますが、やはり各担当部署でそれぞれ連携をするといっても、そこを中心にまとめていくという、そういう部署がないとこれはうまく進まないのではないかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

市といたしましても、関係課と連携して進めてまいりたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひそういった専門部署を構築していただきたいと、それでないとなかなか、条例をつくってもうまく回らないという懸念がありますので、ぜひそこら辺は今後の組織体制なんかも含めて考えていただきたいと思っております。

それと、名簿の、調査、10月1日から名簿を整理するということですが、その後、名簿を一旦つくっても、それは流動的なものであって、その後、増えた、減った、そういうことがあるわけですが、そういったときの、協定を結んで、自治会なんかと協定を結ぶわけですが、そのやりとりというのは、名簿の変更というのですか、そういうのはどういうふうなやり方をするのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

対象者につきましては、非常に流動的なところがあるかと思われまます。転入転出あるいは死亡などもございますので、年に1回は情報の調査ということで進めまして、また協定あるいは情報を提供するの、年に1回は提供していきたいと考えております。市のほうで調査をするという部分もございしますが、地域の中で住民の方が先に情報を把握するほうが早い場合もあるかと思われまますので、地域と、あと市と連携しながら進めていければと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 名簿が更新というか、されないとなかなか、あらゆる人たちを、あらゆるというか、そういった支え合いが必要な人を救っていくというか、そこに対しても、緊急の場合とかがあるわけですが、そこに対応し切れないのではないかなという気はするのです。その点、やっぱり、年に1回の調整ということでは対応が出来る場合が出てくると思われまますけれども、その点は、年に1回ではちょっと厳しいのかなという感じはいたしますけれども、どうでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 年に1回かどうかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。ぜひ漏れがないように。

それと、事業者の役割ということで8条に規定されておりますけれども、用語の定義というところで、事業者については定義も何もないわけですが、この辺は、市内の業者とかがあると思うのですが、そこら辺はどういうふうを考えているのですか、事業者というのは。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

事業者につきましては、いわゆる地域の中の高齢者等の身近な立場の企業あるいは団体等を想定してございまして、例えば商店街とか、あるいはガソリンスタンド、郵便局、そういったような、高齢者の身近な立場で見守り、支え合う立場の方々を想定してございまして、そういった事業者の役割として、日常の業務、営業を行う中で見守りを行っていくということで、事業者とは今後、見守り、支え合いの協定などを別にしていきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 事業者に対しては、名簿を提供するというのではなくて、別の業務の中で支え合えるという部分を協定で結んでいくということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

事業者には、日常の業務を通じてということですので、外部からの見守りという部分でありますので、名簿提供の点については事業者には行わないと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 事業者の、この間議会報告会をやったとき、郵便屋さんとか新聞配達とか、新聞がたまっていたら市に連絡するとか、そういったようなことは考えられないのかなという、あと電力とか、そういうガスとか、そういった検針事業者、そういったところと協定が結べないのかなというような意見も出ていたわけですが、そういったことをやっていくということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 今委員がおっしゃったとおり、事業者と3月末に協定をしていきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、情報を提供する名簿がありますけれども、まず、19ページの下のほう、65歳以上のみで構成される、単身も含めて世帯の者と書いてありますけれども、65歳以上という、かなり高齢化も進んでいて、範囲、かなり名簿が多くなるような気はするのですが、そこら辺、65歳以上というふうに決めたのはどういったことなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 65歳以上のひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯の方ということで、65歳以上全部ということではないところなのですが、65歳以上のみで構成されている方は1万5,300人ほどいると想定しております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1万5,300人。それで、これは同意を得ていくわけですよ、これを調査して。それを半年間でやっていくということだと思えるのですが、かなりこの作業というのは膨大な作業になるのではないかと。これは、民生委員がやるわけではないでしょう。市の職員がやっていくわけでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 65歳以上の方に対する調査ではありますが、冒頭に申しあげましたように、65歳以上のひとり暮らしの方に対する実態調査ということで民生委員のほうが行っ

ておりまして、その調査の項目の一つに、不同意とすることができるということで1行書き加えたいと考えております。同意しますか、しませんかとしますと、どうしてもちゅうちょしてしまう方が多いという部分で、なるべく65歳以上で本当に必要な方が把握できるようにということで、同意しないこともできますよということで示していきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、個人のプライバシーの問題もあるし、そういった点では、1万5,300人というのですか、一人一人やっていくというのは大変な作業かなと思ったのですが。ほかの条例なんかを見ていると、70歳以上とか75歳以上なんていう、流山市なんかはそうなっていますけれども、そういった点ではかなり、範囲を広げるといいと思うのですが、なかなか、対応できるのかなという感じはいたします。

それとあと、第16条の名簿管理者というのがあるのですけれども、22ページ、この名簿管理者の役割というのはどういったことなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

名簿管理者は、いわゆる自治会等の名簿管理者ということで、自治会長などを想定しているところであり、地域の中での見守り、支え合い活動の中心的な立場になる方と考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 役割は、どういう役割なのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 名簿につきましては、個人情報の部分でありますので、外に漏れるなど、漏えいとか、あるいは破損などしないようにということで、その情報をしっかりと管理し、地域の中ではその名簿に基づいて支え合い活動を進めていくということになります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第18条「情報の安全管理」というところで「名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。」という、曖昧な規定になっているような気がしますが、規則等でやっぱりそれはきちりと、管理の仕方とか、そういったことは決めていくのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

規則の中に、その部分につきましては入れていく予定であります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最後ですけれども、最後というか、名簿管理者、第19条には、情報を受けた団体等の代表者及び役員、機関の長及び個人というふうになっていまして、名簿管理者というのは

ここにはないわけですが、団体の代表者及び役員の中に名簿管理者も含まれているということ
と理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） お答え申し上げます。

そのとおりであります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうであれば、やはりきっちりとこの19条にも、代表者、名簿管理者という
項目を、項目というか、きっちり定めておいたほうがいいと思うのですが、その点いかがでし
ょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 規則のほうなどにきちんと明示していきたいと考えており
ます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第29号 栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいまご上程をいただきました議案第29号 栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条

例の制定についてをご説明いたします。議案書は57ページから58ページ、議案説明書は57ページから59ページであります。

議案説明書の57ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市聖地公園管理基金の用途を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要といたしましては、栃木市聖地公園管理基金を栃木市墓園管理基金とし、基金の用途を栃木市墓園における大規模な改修等に必要な財源に充てることに改めること、基金に積み立てる額のうち、予算で定める金額を栃木市墓園の使用に係る永代使用料に改めること、施行は公布の日からとすることというものであります。

参照条文は省略させていただきます。

58ページ、59ページをお開きください。条例改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。改正の内容ですが、栃木市聖地公園の大規模な改修等に必要な財源とするため、栃木市聖地公園管理基金を設置しているところがございますが、栃木市聖地公園以外の墓園についても基金の対象とするため、題名「栃木市聖地公園管理基金条例」を「栃木市墓園管理基金条例」に改め、第1条中「栃木市聖地公園」を「栃木市墓園」に、「栃木市聖地公園管理基金」を「栃木市墓園管理基金」に、第2条中「予算で定める金額」を「栃木市墓園の使用に係る永代使用料」に、第6条中「栃木市聖地公園」を「栃木市墓園」に改めるというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市には、墓園というのは何カ所あるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答え申し上げます。

栃木市の、まず聖地公園、それと藤岡中根、藤岡太田、都賀聖地公園、西方菅ノ沢、西方東上林でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それだけの墓園があつて、今までは聖地公園ということで、栃木市の聖地公園のための基金という役割だったと、それを対象を広げるということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第31号 栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては69ページから70ページ、議案説明書は（その1）の81ページから85ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の81ページをお開き願います。提案理由であります。公設デイサービスの見直しの一環として、栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘を廃止、譲渡することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、条例の題名を改めること及び栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘に係る規定を削り、規定の整理を行うこととあります。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、82、83ページをお開きください。改正する条例の内容については、新旧対照表でご説明いたします。82ページ、現行の第2条において、公設デイサービスとして大平地域にあります栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみと都賀地域の栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘

の2事業所がありましたので、両事業所を併記しておりましたが、藤糸荘の廃止により、83ページ、改正案のとおり、まゆみの1事業所となりますので、表題、第1条の条文をまゆみ単独のものとし、第2条以下で、名称、位置、利用時間、休館日等を定めるものであります。以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の69ページをお開きください。このページは、条例改正の上程文になります。

次の70ページの本文は、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただき、最下段の附則を説明させていただきます。施行期日につきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 廃止する理由というのはどういったものなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 今ご説明申し上げましたように、公設デイサービスセンターの見直しが全国的に進んでいることにあわせて、今回、この藤糸荘につきましては、運営を委託しております社会福祉法人都賀の里から売却の希望が出されたという部分のところもございまして、廃止を決定したところでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第32号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書につきましては71ページから107ページ、議案説明書は（その1）の87ページから最終の189ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の87ページをお開き願います。提案理由でございますが、介護保険法等の一部改正に伴い、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を要することとなりましたので、議会の議決を求めます。地域密着型サービスというのは、市が指定、監督をするサービスでございますので、議会の議決が必要ということになります。

改正の概要につきましては、1、1日の利用定員18人以下の要介護者が利用する小規模の通所介護事業、いわゆるデイサービス事業が、これまでの県所管から地域密着型通所介護という名称で市の指定、監督の事業所になることにより、この事業の人員、設備、運営の基準を第4章として新たに定めること、2、国の制度改正により引用条文が変わることにより整理を行うこととあります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の88ページ以降が新旧対照表でございますが、先ほど申し上げましたように、非常に膨大な修正箇所になります。そのうちの大部分が国の法改正による引用条文の変更でございますので、引用条文の変更の箇所につきましては説明を省略させていただき、内容の変更の部分は第4章のみとなりますので、第4章のみ説明をさせていただきますと思います。

97ページからが第4章になりますので、97ページをお開き願います。中段、第4章「地域密着型通所介護」が、市が指定、監督する定員18人以下のデイサービスのことであります。

第1節の「基本方針」、第2節の「人員に関する基準」、101ページ中段には第3節「設備に関する基準」、次の103ページの中段、ここには第4節で「運営に関する基準」、これらのものが網羅されております。全ての基準につきましては、国が定めている基準と同様の基準を今回採用させていただきます。国のほうからの指示は、国が示す基準、これは最低の基準という部分のところ、これは遵守をなささいという形での指示が出ております。また、市町村が独自にそこに基準を設けてもいいという、そういう部分の規定がございますが、今回、県所管の事業が市に移管してきているという部分のところ、市が独自の規定を盛り込みますと、従来サービスを利用していた方

に不利益が生じる可能性というものがございしますので、市で独自の上乗せ基準をつくるのではなく、国の基準同様の基準で定めるという考え方で整理をさせていただいております。

また、113ページの一番下、第5節が、最重度の方への医療系の支援を含めたデイサービスでござい指定療養通所介護の各種基準、これを定めております。残念ながら、栃木市におきましてはこのサービスがまだ提供されておられません、これにつきましても国の基準と同様の内容で条例を整理した部分のところがございます。

次に、132ページ、現行のほうの部分でございしますが、第68条、第69条、これが太字になっておまして、実は削除になっております。さらに、136ページ、現行の第73条、第75条から140ページの第79条の2、これも太字で削除になっております。さらに、148ページの現行の第106条、これも同じような部分のところで削除になっておりますが、これらの削除につきましては、改正案157ページ、これ以外のページにもあるのですが、代表が157ページになりますけれども、そこに準用という規定を設けております。条例の中に幾つかの項目を追加いたしましたので、その追加した項目につきましては、さきを書いてある部分のところで規定を準用するというような読みかえ規定をここで入れておまして、その関係で削除となった部分のところでございします。以上で議案説明書の説明を終わります。

続きまして、議案書71ページをお開きください。このページが議案第32号の上程文、次の72ページからが条例の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

飛びまして、107ページの附則の1でございしますけれども、ここで施行期日を定めております。施行期日につきましては、平成28年4月1日からとしております。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の改正は、県から市に指定の権限が移ったということですが、そのメリットは何かありますか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 市のメリットといたしますと、身近で、なおかつ市が指定権限を持つということでございしますので、事業所に対して適正な指導をすることにより、より適切なサービス提供ができるという部分がございしますが、利用者のほうでいいますと、実は、市の指定の事業所になりますと、市外の方が利用できなくなります。だから、裏返して、栃木市の方が例えばお隣の市の通所介護を使っていた、そういった場合にその施設が使えなくなってしまうという、そういうデメリットが発生いたします。ただ、このデメリットにつきましては、6年間の猶予措置という、

そういう部分のところを設けておりますので、その中で逐次対応するような形になるかと思えます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） デメリットについて、経過措置があるということで、先ほどの説明で、独自の基準も、上乘せ部分もできるということでありまして、今やると混乱するということでしたけれども、今後の方針としては、そういった独自の上乗せというか、そういうのは考えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 人員基準につきましては、できれば手厚い、そういう体制が望ましいところでございますので、市の基準として少し国基準を上回る手厚い体制という部分も考えるところはございますが、現時点ではなかなか介護職の確保が難しいという、そういう状況もございまして、当面は国の基準で進めさせていただければというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほどの6年間の猶予措置ということは聞いたのですが、これについては、何となくですけども、うまくいくのかなというのがちょっと心配なのです。利用者さんのほうの身体とかいろいろな状況を考えると、そこをうまくやってもらいたいというような、ちょっと要望なのですけれども、何かご提案みたいなのが逆にあれば教えてください。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 今ご指摘のとおり、この移行措置も難しい部分がございます、今利用している方は猶予期間があるわけですが、例えばその方のご家族がその施設を、市外の施設を使いたいというとなれないという、そういう部分のところ、ご家族でサービスが分断されてしまおうとかという、そういう課題も出てまいります。これらの部分につきましては、当然、近隣市でも近隣の町でも同じ、そういう状況になりますので、そのあたりのところを少し情報交換しながら、対応できる措置の部分のところについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連して、今現状はそういった方たちというのは把握しているわけですか。市外に預けているというのは。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 現状につきましては、現在、今の所管である県のほうがそういうことを事業所に向けての調査をしております、その調査締め切りが4月6日という部分のところになっております。その段階ではっきりしてくる形になりますが、栃木市の場合、結構、隣接、例えば藤岡の都賀の地域であるとか、そういう部分のところ、佐野市の事業所を使っているとか、そういう方がいらっしゃるという部分のところについては、情報としては把握しております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第33号 栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書につきましては108ページから112ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の1ページから24ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その2）の1ページをお開き願います。この非常に長い条例でございますけれども、まず文言といたしまして、地域密着型というのは市が指定をするという部分でございます。介護予防サービスというのは、要支援というふうには認定された、比較的軽度の人に対するサービスという部分でございます。人員とか設備につきましては、先ほど要介護の方の条例と同じになりますが、後段の部分のところに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準という言葉が出てまいりまして、これは要支援の方に特別に国のほうでつけている基準でございます。これ以上介護度を悪化させないための手続、そういうものを定めた部

分のところでございます。

提案理由でございますけれども、議案第32号と同様に、介護保険法に基づく国の基準の一部改正によりまして、先ほどご説明申し上げました条例の一部改正を要することとなりましたので、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、1、第40条において、認知症対応型通所介護への運営推進会議の義務づけ、2、第63条、第66条、第87条における規定の整理、3、法改正に伴う引用条項の整理の3点であります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の3ページ以降が新旧対照表であります。こちらも修正箇所が多岐にわたります。そのうちの大部分が規定と引用条項の整理でございますので、その点につきましては説明を省略させていただき、内容の変更の第40条のみ説明をさせていただければと思います。

8ページの下段からが第40条の追加の部分のところでございます。次の10ページの2行目、ここに運営推進会議というものの設置の規定が出てまいります。この運営推進会議につきましては、6カ月に1回以上の開催、次の第2項で記録の作成と公表を追加したものであります。この運営推進会議につきましては、地域密着型サービスの中では行うことが義務づけられておりましたが、この認知症の通所介護のみ、その規定がなかったことから、今回追加の項目という部分になったところでございます。

続きまして、議案書108ページをお開き願います。この108ページが議案第33号の上程文でございます。

次の109ページからが条例の改正文となりますが、議案説明書でご説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

飛びまして、112ページの附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日からとしております。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今まで認知症型には運営推進会議がなかったということですが、6カ月に1回以上の運営推進会議を開くということですが、議案説明書の20ページですけれども、上段の太字の部分です。ここに「6月」とあるのは「2月」と読みかえるというふうになってはいますが、これとの関係はどういうことなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 運営推進会議につきましては、そのサービスごとに基本的には開催

の、そういう部分のところの頻度という、そういう部分のところというものが変わってきております。小規模の通所介護、先ほど申し上げました部分のところにつきましては、介護予防のほうには実は小規模の通所介護という、そういう規定がございません。逆に、認知症の通所介護という、そういう部分のところ規定として入れております。

基本的には、「6月」を「2月」と修正をするという、この読みかえの部分のところにつきましては、これまで認知症のデイサービス、そういう部分のところというものについて、既に、規定はなかったのですけれども、行ってきた、そういう事業所、そういう部分のところもございまして、そういう事業所につきましては、今まで参考として、規定には盛り込まれていなかった部分のところからスタートをした部分のところというものについては月数を、通常地域密着は二月に1回となっていますので、それに合わせると。新規に始まることについては、まず六月という部分のところからスタートをするという、そういう規定の振り分けを考えているところでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度新しく設けるのは6カ月に1回ということで、その報告が、意見を聞く場がないということで、そこら辺は支障は別はないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 実は、運営推進会議の構成メンバーをお伝えすればよかったと思うのですが、運営推進会議の構成メンバーの中に、家族、本人、地域の代表の方、それといわゆる施設の職員、行政職員、そういうものが入ります。この運営推進会議のポイントは、本人が入るといふ部分のところでございます。そのために、なかなか、認知症の施設でこの会議を開催していくという、本人の意向を聞き取っていくというのは非常に難しい、そういう部分のところがございますので、最初の段階はハードルを少し軽目にしておりますけれども、そういう部分のところの中では、最終的には二月に1回開催できるような、そういう部分のところ順次格上げというか、レベルアップを図っていくような、そんなことを考えているところでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時03分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第30号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） 吉澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第30号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

なお、本議案のご説明に当たりまして、本議案は非常に議案第32号の地域密着型の基準条例を引用している部分が多いため、今回、議案番号の順番ではなく、順序を入れかえさせていただきますよう執行部よりお願い申し上げましたところ、委員長を初め委員の皆様のご理解を賜り、感謝申し上げます。

それでは、議案書59ページから68ページ、議案説明書（その1）の60ページから79ページをもとにご説明申し上げます。初めに、議案説明書（その1）の60ページをごらんください。提案理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要の1つ目は、基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を実施できる事業者として、介護保険事業者である指定地域密着型通所介護事業者を加えることとするもので、第96条、第150条及び第160条に係るものであります。

2つ目は、これまで指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供していた障がい者に対する通いのサービスは、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令、いわゆる構造改革特区というものですが、として地域を限定と

して認めてこられたものですが、これを障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練の機能訓練及び生活訓練の事業として全国展開をすることにより、基準該当生活介護及び基準該当短期入所事業の要件を規定する条文の中から特区サービスによる通いサービスという規定を削るもので、第97条及び第111条に係るものであります。

3つ目は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当生活訓練の事業を実施する場合の定員や設備等の基準を定めることで、第150条の2及び第160条の2という条を新たに加えるものであります。

参照条文は省略とさせていただきます。

それでは、条例の改正の概要をご説明しますので、議案説明書（その1）の62ページからをごらんください。第96条では、地域に障がい福祉サービス事業者がないなどの理由により、障がい者がサービスの提供を受けられないような場合、介護保険の事業者である指定通所介護事業者により障がい者への生活介護の事業を提供することを基準該当生活介護と呼びますが、このたびは新たに指定地域密着型通所介護事業者を基準該当生活介護事業者に加えることの所要の改正です。

指定地域密着型通所介護事業者というのは、さきにご審議いただきました議案第32号の栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、非常に長いので、指定地域密着型サービス基準条例と呼ばさせていただきますけれども、この条例で規定されたものです。本条例におきましては、この指定地域密着型サービス基準条例を引用した条のずれ、例えば改正前の83条が第112条になるなどのものが多数ありますが、非常に多いため、本説明では割愛をさせていただきますようご承願います。

次に、第97条では、介護保険の指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障がい者に対して基準該当生活介護の事業を提供することにおいて、これまで構造改革特区として地域限定で認められてきた自立訓練とみなされる通いサービスが地域限定ではなく全国展開となることから、第1号、第2号及び第4号において特区省令の規定を削るものです。

続いて、68、69ページをお開きください。第111条では、先ほどの第97条と同様に、介護保険の指定小規模多機能型居宅介護事業者等が障がい者に対して基準該当短期入所の事業を提供することにおいて、これまで構造改革特区として地域限定で認められてきた自立訓練とみなされる通いサービスが全国展開となることから、特区省令の規定を削るものです。

次に、70ページ、71ページをお開きください。第150条では、基準該当自立訓練（機能訓練）において指定地域密着型通所介護事業者を加えることの所要の改正であります。

続く73ページの第150条の2では、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が基準該当自立訓練（機能訓練）を行う場合の基準について規定を新たに設けるもので、利用者の登録定員、1日当たりの利用定員の上限及び設備等の基準を規定しております。

続いて、74、75ページをごらんください。第160条においては、基準該当自立訓練（生活訓練）

において指定地域密着型通所介護事業者を加えることの所要の改正でございます。

続く76から79ページにかけての第160条の2では、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が基準該当自立訓練（生活訓練）を行う場合の基準について規定を新たに設けるもので、利用者の登録定員、1日当たりの利用定員の上限及び設備等の基準を規定しております。

それでは、議案書60ページをごらんいただけますでしょうか。60ページ、さきにご説明しました改正に係る条文の改め文が68ページまで記載されており、同ページに附則として、施行日を平成28年4月1日からの施行としたいと思います。

以上、議案のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 障がいの方が今度、地域密着型通所介護事業者のサービスを受けられるようになるということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これまでは障がいの方はいった通所介護事業者はできなかったということで、そうした介護サービスが必要な障がいの方というのはどういった形で今まではやられてきたのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） 基準該当という事業は、地域に障がいの事業所がないなどで介護保険の事業所を使うという制度でございまして、今回、地域密着型通所介護という事業所が、先ほどの議案第32号でご説明がありましたとおり、いわゆる県の指定の事業から市の指定になったということですので、今回、障がいのほうの基準の条例としては加えるものですが、今までも18名以下の通所介護事業所が障がい者のサービスを提供するための基準該当としては認められてきたものでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 改正されても、現状とは変わらないということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、議案第46号 都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第46号 都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては167ページから168ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の143ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、（その2）の143ページをお開き願います。提案理由であります。議案第31号でご承認いただいた都賀町老人デイサービスセンター藤糸荘内に所在し、活動は休止していたにもかかわらず、施設整備の際の補助金の関係で条例のみ存続していた都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例について、デイサービスセンターの廃止に合わせ、廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の167ページをお開きください。議案書167ページは、条例改正の上程文になります。

次の168ページをお開きください。都賀町老人在宅介護支援センター設置及び管理運営に関する条例（平成17年都賀町条例第9号）は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第8、議案第59号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第59号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は追加議案書の9ページから11ページ、議案説明書は追加議案説明書の1ページから3ページになります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、追加議案説明書の1ページをお開き願います。提案理由であります。児童福祉法に基づき国が定めております児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、保育士の数の算定について特例を設けることであります。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。改正の内容について、新旧対照表でご説明させていただきます。まず、本改正につきましては、保育の需要に対し、保育の担い手である保育士が不足している状況にあることから、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について、要件を一定程度柔軟化して、保育の担い手の裾野を広げるとともに保育士の勤務環境の改善を図るため、当分の間、

保育士の数について特例を設けるといふものでございます。具体的には、附則につきまして、現行の第2項の後に第3項から第6項まで4つの項を追加するといふものでございます。

まず、第3項でございますが、本条例の第24条第2項におきましては、保育所に必要な保育士の数について、例えば乳児についてはおおむね3人に1人とか、1、2歳児についてはおおむね6人に1人というような基準が定められておりますけれども、このただし書きにおきましては、2人を下回ることができないということとされております。常に2人以上の保育士の配置が必要ということになっている状況でございます。この保育士の数につきまして、当分の間、ただし書きの規定を適用しないことができるとしておりまして、この場合、本文の規定において、保育士の数が1人になってしまうときには、具体的には、朝、晩、子供が少ない時間帯というようなところになるかと思いますが、そのときには、保育士1人に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならないとするものであります。

次に、第4項ですが、同じく第24条第2項の規定による保育士の数につきまして、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状所有者について保育士とみなすことができるというものであります。

次に、第5項ですけれども、8時間を超えて開所する保育所において、開所時間全体で必要な保育士の数が利用定員等に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときについては、第2条第2項の規定による保育士の数について、当分の間、利用定員により必要な保育士の数を超える分の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認めた者について保育士とみなすことができるというものであります。

次に、第6項ですけれども、第4項、第5項の特定を適用する場合においては、本来必要な保育士の数の3分の2以上は保育士を置かなければならないというものであります。

以上が改正の内容でございますが、本条例につきましては、国が厚生労働省令で定めております児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づきまして策定をしております。改正内容につきましては、国の基準に従うべき基準とされておりますことから、今回の国の省令改正に合わせて、国基準と同様に改正を行うというものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。次に議案書を説明いたしますので、追加議案書の9ページ、10ページをお開きください。9ページはかがみの部分であります。

10ページですが、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといふものでございまして、内容につきましては新旧対照表で説明をいたしましたので、省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上をもちまして、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 提案の理由に保育士の不足ということで、規制緩和をして、保育士ではない、資格がなくても大丈夫だというふうに規制緩和するわけですが、なぜ保育士の不足が起きているかについてはどう考えていますか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 1つには、これは新制度が始まったということで、保育の要件等の緩和をされているということで、保育を希望する子供さんが増えているという中で、それに応じて保育士が必要な数も増えているということがあると思います。

それからもう一つは、いわゆる潜在保育士というのですか、そういう方がいっぱいいるということで、なかなか、勤務条件等、その他によって復職する方が少ないという状況もあるというふうな中で保育士不足というものが出てきているのかなというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育士の処遇というか、給料が安いという状況が、一般の産業よりも10万円ほど安いという状況がありますけれども、そこが大きく影響しているのではないかと私は思いますけれども、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、保育士の給料というのですか、ほかの職種と比べて低いというようなことが言われているのは承知しております。

確かに低いというような状況はありますので、国としても、いわゆる運営費ですか、その中で保育士の給料を上げるようにというようなことで加算をされています。それから、市においても若干、臨時職員等の見直しもしておりますので、ただ、それで十分かという、まだ開きが大きいところはあるかと思っておりますので、今後ともその辺は、上げられるようなというか、そういうことで進めていければなというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この条例に関しては反対したいと思います。

保育士の不足ということで、国の省令で定めたので、市としては対応せざるを得ないと思いますが、保育士不足というのは、やはり、保育士という、特殊というか、専門職という形で、勉強もしてきたし、そういう人たちが、先ほども言ったように、かなりの賃金が安いという状況の中

で、なかなか、保育士として働くという意欲がなくなっているという部分も多くあると思います。それを、保育士不足というのは、その根本的なところは、やっぱり処遇を改善して、働きがいのある職場にしていくというのが本来のやり方だと思います。不足を理由にして規制緩和するというのは全く逆方向だと思いますので、この件については反対したいと思います。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第59号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
	永田武志				
反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第9、議案第60号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第60号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は追加議案書の12ページから14ページ、議案説明書は追加議案説明書の5ページから7ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、追加議案説明書の5ページをお開き願います。提案理由であります。児童福祉法に基づき国が定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、保育士の数の算定について特例を設けることであります。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させてい

いただきます。まず、本条例の内容につきましては、先ほどの児童福祉施設の条例同様、国が定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づきまして策定をされておりますが、国の基準が改正されたことから、これに合わせて改正を行うというものでございます。

それでは、改正内容ですが、附則の第5条の後に4条を加えるというものでございます。

本条例につきましては、基準を定めている事業、幾つかありますが、小規模保育事業のA型及び保育所型事業所内保育事業所につきましては、保育者は全て保育士とされております。その人数等につきましては、小規模保育事業A型については第29条の第2項で、保育所型事業所内保育事業所については第44条第2項で定めているところであります。この保育士の数の特例といたしまして、先ほどご審議をいただきました児童福祉施設の一部改正の条例と同様の内容のものを第6条から第9条として加えるものでございますので、内容の説明については省略させていただきたいと思えます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。次に議案書を説明いたしますので、追加議案書の12ページ、13ページをお開きください。12ページはかがみの部分でございます。

13ページになりますが、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでございまして、内容につきましては新旧対照表で説明いたしましたので、省略させていただきたいと思えます。

14ページになります。附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上をもちまして、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 59号で聞くのを忘れたのですけれども、当分の間というのが入っていますよね。これは、期間は、当分の間というのはどの程度の期間を見ているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 当分の間ということで、何年ということを決め方をしていないのですけれども、今の保育士不足がある程度解消されれば、そういったことで、こういったことを使わなくても済むようになるような状況になりましたらばというような形になるかなというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 理解してください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

1 ほか 7 筆になりますが、地目は宅地で、面積は 1 万 2, 284. 05 平米でございます。

それと、もとの医師会病院のところに建設しました総合保健医療支援センターの敷地となります、栃木市境町 5 番 2 の一部と 5 番 3 の一部になりますが、地目は宅地で、面積は 4, 150. 59 平米ということで、両方合わせまして合計 1 万 6, 434. 64 平米でございます。

次に、これらの土地の箇所につきましては、次のページの位置図をごらんいただきたいと思えます。まず、下のほうの栃木翔南高校の北側が新病院、とちぎメディカルセンターしもつが敷地になりますが、斜線部分が市有地であります、栃木市大平町川連字牛久塚 420 番 1 ほか 7 筆になります。

また、さらにその北側が総合保健医療支援センターと介護老人保健施設とちぎの郷敷地になりますが、斜線部分が栃木市境町 5 番 2 と 5 番 3 の各一部ということで市有地となっております、以上の土地が無償で貸し付ける財産の詳細でございます。

続きまして、議案書の 171 ページをごらんいただきたいと思えます。1 の財産の表示につきましては、ただいまご説明いたしましたとおりですが、2 の無償で貸し付けする期間につきましては、平成 25 年の 12 月議会において、しもつがの敷地内にある市有地を本年 3 月まで無償貸し付けとするということで議決をいただきましたが、これを 3 年間延長するということと、総合保健医療支援センターの市有地については今回新たに議決をいただくということで、両方とも平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間を無償で貸し付ける期間としたいというものであります。なお、この 3 年間というのは、しもつがの敷地には市の借地が一部ありますが、その借地料は固定資産の評価がえに伴いまして、3 年で見直す契約になっておりまして、来年度から 3 年間の契約を新たにすることになりますので、借地の契約期間と合わせるとのことと、メディカルセンターのほうの収支見込みでは現在赤字なのですが、来年度新病院などがオープンすれば単年度では経常収支が黒字になる見込みですので、3 年たてばある程度経営状況も安定してくると思われるため、3 年間としたところであります。

また、借地については、現在市が年間約 520 万円で借りて、メディカルセンターのほうに無償で貸し付けを行っておりますが、この借地料については来年度からメディカルセンターのほうに負担していただくこととなりますので、あくまで市有地だけを無償貸し付けとするというものでございます。

また、総合保健医療支援センターと介護老人保健施設とちぎの郷の市有地になりますが、こちらは現在、公的病院である医師会病院があったことから、医師会病院の設立当時から健康増進課のほうで公有財産の使用許可という取り扱いをしております、1 年更新の全額減免ということで無償貸し付けを行っておりますが、既に医師会病院は解体しまして、公的病院の機能がなくなりましたし、同じ法人に貸すこととなりますので、今後は使用許可ということではなくて、しもつがの敷地と同様に貸借契約を締結するというので、今回新たに議決をいただくものであります。

また、3 の無償貸し付けの相手方につきましては、栃木市祝町 4 番 25 号、一般財団法人とちぎメ

ディカルセンター代表理事理事長、麻生利正でございます。

次の4、無償貸し付けの状況につきましては、無償で貸し付ける土地はとちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入りますが、この件につきましても、研究会で多少議論していますので、そこで出た質疑以外の内容でお願いしたいと思います。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 3年間ということで、その後は有償でやるのか、相手方に売却するのか、そこから辺の方針というのはあるのですか。

○委員長（福田裕司君） 福原地域医療対策室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） この議案では一応3年ということですが、その期間中にメディカルセンターのほうとしても、今、下都賀病院の土地なんかを処分する計画等がありまして、そういった売却益等があれば購入したいというような意向を持っていますので、そういった面も含めて協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第49号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第11、議案第50号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大木健康増進課長。

- 参事兼健康増進課長（大木富江君） ただいまご上程いただきました議案第50号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は172ページ、議案説明書は（その2）の150ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書（その2）の150ページをごらんください。提案理由でございますが、栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を栃木市医師会に指定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の172ページをごらんください。指定管理者の指定の内容であります。施設の名称は栃木地区急患センター、指定する団体は、栃木市境町27番21号、栃木市医師会会長齊藤伸夫、指定期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間であります。

なお、平成29年4月以降につきましては、本年4月に開院予定のとちぎメディカルセンターしもつがの中に急患センターのスペースを設けておりまして、事業運営をメディカルセンターに依頼し、医師の配置については栃木市医師会が協力するという方向で、具体的な連携体制等について調整を進めているところであります。

以上で議案第50号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

- 委員（白石幹男君） この急患センターの位置というのは、今までと変わらないのでしょうか。

- 委員長（福田裕司君） 大木健康増進課長。

- 参事兼健康増進課長（大木富江君） 位置は、今までどおり、もとの医師会病院の隣に市の施設として設置している診療所であります。

- 委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第50号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第12、議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） ただいまご上程いただきました平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の80、81ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,742万1,000円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、マイナンバー制度に係る費用でありまして、カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への交付金、個人番号カード等の郵送料、消耗品費であります。

少し飛びまして、88、89ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額4億7,302万1,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する保険基盤安定繰出金の増額及び出産育児一時金や人件費、事務費、赤字補填分等に対する出産育児一時金等繰出金の減額でありまして、決算見込み額に合わせ増額するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事務費繰出金の減額でありまして、額の確定に伴い、減額するものであります。

1つ飛びまして、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の運営費に対する市の法定負担金の減額及び療養給付費に対します市の法定負担金の減額でありまして、額の確定に伴い、減額するものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと納税の増額に伴う社会福祉振興寄附金の増額により、地域福祉基金積立金を増額するものであります。

次の低所得高齢者向け年金生活者等臨時福祉給付金給付事業費につきましては、国の平成27年度

補正により今年度実施した臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度に65歳以上になる方に対して1人3万円を支給するものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額13万円の増額であります。説明欄、障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、障がい者福祉ホーム入居者が増えたことにより福祉ホーム事業負担金を増額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額2,097万2,000円の減額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計における市単独事業の増加により繰出金を増額するものであります。

1つ飛びまして、老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、認知症高齢者グループホームを整備している1法人に対して施設整備費の一部を補助する予定でありましたが、事業者が新設ではなく既存施設改修で対応することになり、補助対象基準から外れたことにより減額するものであります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、栃木市シルバー人材センターに委託している介護保険対象外の草むしり等の軽作業を行う事業の利用対象者数が増加したことにより委託費を増額するものであります。

続きまして、92、93ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額1,364万6,000円の減額であります。説明欄2行目、学童保育事業費につきましては、学童保育指導員の賃金、旅費が当初見込みを下回り、不用額が生じる見込みのため減額するものであります。

次の子ども・子育て支援事業費につきましては、国が段階的に進めております幼児教育の無償化に向けた取り組みにより、平成28年度から実施が予定されている低所得の多子世帯及びひとり親世帯の保育料負担軽減措置拡大に伴い、子ども・子育て支援システムの開始を行うための委託料を増額するものであります。

次に、5目保育所費、補正額2,176万2,000円の減額であります。説明欄2行目、ぬまわだ・大平東保育園解体事業費につきましては、廃園となりましたぬまわだ保育園の解体工事について、入札等により不用額が生じたことから減額するものであります。

続きまして、96、97ページをお開きください。4項1目災害救助費、補正額1億1,916万6,000円の減額であります。説明欄1行目、災害見舞費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、災害当初、正確な被害状況が確認できなかったことと見舞金の配賦が終了したことにより減額するものであります。

次の災害援護資金貸付金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、災害援護資金を借り受ける方を多く見込んでいたことと申し込み件数が当初見込みより少なかったことにより減額するものであります。

次の被災家財等購入等補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、災害当初、災害対象世

帯を多く見込んでいたことと実際の補助申請件数が当初見込みより少なかったことにより減額するものであります。

続きまして、98、99ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費、補正額6,714万5,000円の増額であります。説明欄2つ目、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業費につきましては、個人住宅に太陽光発電システムを設置し、余剰売電する場合に、1キロワットにつき2万5,000円、上限4キロワット、10万円まで補助するものであり、申請件数が例年より40%減となったことから減額するものであります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、岩舟小学校及び静和小学校に設置いたしました太陽光発電の屋根貸し事業において、業者より支払われる使用料を基金に積み立てするものであります。

次の聖地公園管理基金積立金（栃木）につきましては、聖地公園返還墓所8カ所が新たに使用許可となったため、永代使用料を基金に積み立てするものであります。

次の聖地公園管理基金積立金（都賀）につきましては、聖地公園管理基金積立金へ永代使用料を積み立てるものであります。

次に、4目斎場費、補正額5,929万8,000円の減額であります。説明欄、斎場再整備事業費につきましては、平成28年1月31日に南部清掃工場跡に新斎場建設を進めることを表明いたしましたが、工期等の関係により地質及び測量調査業務委託料及び環境影響評価調査業務委託料等を新年度に実施するため減額するものであります。なお、同項目につきましては新年度当初予算に提案させていただいております。

続きまして、100、101ページをお開きください。2項2目塵芥処理費、補正額516万1,000円の減額であります。説明欄、災害廃棄物処理事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、廃棄物処理の終了が見込まれるため減額するものであります。

次に、3目し尿処理費、補正額300万円の減額であります。説明欄、被災世帯し尿処理事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被災世帯で浄化槽を清掃した世帯のし尿処理手数料の2分の1を補助するものですが、該当世帯数の確定が見込まれることから減額するものあります。

少し飛びまして、134、135ページをお開きください。11款4項1目民生施設災害復旧費、補正額463万7,000円の減額であります。説明欄、学童保育施設災害復旧事業費につきましては、部屋学童保育室の改修工事が実施設計により額が確定したため減額するものであります。

以上で歳出部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。60ページ、61ページをお開きください。

13款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、281万6,000円の増額であります。説明欄、聖

地公園永代使用料（栃木）につきましては、聖地公園返還墓所8区画が新たに使用許可となり、永代使用料の収入が増加したことから増額するものであります。

次に、14款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1億2,670万6,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い、増額するものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税増税に伴い、今年度国の施策として始まった、保険料第1段階の低所得者に対する保険料軽減に要する経費の2分の1を国が助成するもので、軽減対象者が増加したことに伴い、増額するものであります。

次に、14款2項1目2節戸籍住民基本台帳補助金につきましては、3,568万円の増額であります。説明欄1行目、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、個人番号カード及び通知カードの作成等を委任しております地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる10分の10の補助金であります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、職員人件費、臨時職員賃金、郵送料等、個人番号カードの交付事務にかかわる費用に対する補助金であり、いずれもマイナンバー制度にかかわる国庫補助金でありまして、国の補正予算が成立したことに伴い、増額するものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、5億3,158万9,000円の増額であります。説明欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者福祉ホームの入居者が増加したことに伴い、国庫補助金の増額を見込むものであります。

次の低所得高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付事業補助金につきましては、低所得高齢者の負担軽減を図るため、国の経済政策として実施する臨時福祉給付事業費に対する国庫補助金であります。

62、63ページをお開きください。次に、2節児童福祉費補助金につきましては、795万6,000円の減額であります。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金につきましては、子育て総合支援事業費補助金から子ども・子育て支援交付金の制度改正等に伴い、放課後児童健全育成事業の運営に対する国庫補助金を減額するものであります。

次の子どものための教育・保育事業費補助金につきましては、国が段階的に進めております幼児教育無償化に向けた取り組みに伴い、必要となるシステムの改修費用に対する補助金を増額するものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、1,537万6,000円の減額であります。説明欄、災害等廃棄物処理事業補助金につきましては、9月11日に発生いたしました関東・東北豪雨災害による災害廃棄物処理事業にかかわる国庫補助金の確定が見込まれることから減額するものであります。

次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1億4,653万6,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する4分の3及び保険財政の基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い増額するものであります。

次の県災害救助費繰替支弁金負担金につきましては、関東・東北豪雨災害に際し、避難所設置等、救助に要した費用に対する県負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、14款で説明しました国庫負担金と同様、消費税増税に伴い、今年度国の施策として始まった、保険料第1段階の低所得者に対する保険料軽減に要する経費の4分の1を県が助成するもので、軽減対象者が増加したことに伴い、増額するものであります。

次に、15款2項1目1節総務管理費補助金につきましては、505万8,000円の増額であります。説明欄、市町村生活交通路線運行費補助金につきましては、ふれあいバス蔵タク運行に対する県補助金でありまして、平成27年度より県補助金の交付要件が変更されたことに伴い、当初は補助対象外となる見込みでありましたが、運行状況等も踏まえ、結果的に補助要件を満たすことになったことから増額するものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、3,216万4,000円の減額であります。説明欄1行目、隣保館運営等事業費補助金につきましては、補助基本額単価の見直しに伴い、県補助金を減額するものであります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者福祉ホームの入居者が増加したことに伴い、県補助金の増額を見込むものであります。

64、65ページをお開きください。次の地域医療介護総合確保基金交付金につきましては、今年度公募により選定した認知症高齢者グループホームの整備法人の施設整備に要する経費を補助する事業、1施設分の県補助金を計上しておりましたが、事業者が既施設改修で事業を実施することになり、補助金の対象事業より外れたことから減額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、1,186万5,000円の減額であります。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（こども課）につきましては、子育て総合支援事業費補助金から子ども・子育て支援交付金の制度改正等に伴い、放課後児童健全育成事業の運営に対する県補助金を減額するものであります。

次の社会福祉施設等災害復旧事業費補助金につきましては、部屋学童保育室の改修工事の額が実施設計により確定したことから減額するものであります。

66、67ページをお開きください。次に、17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、1,153万5,000円の増額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附金の増加に伴い、増額するものであります。

68、69ページをお開きください。次に、20款5項4目2節雑入につきましては、2,024万1,000円の増額であります。説明欄1行目、余剰電力売却代（環境課）につきましては、クリーンプラザにおいて余剰電力を東京電力へ売却している代金でありまして、売却益が増加したことに伴い、増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、第3表、繰越明許費であります。お手数ですが、8ページをお開きください。表の中段、2款3項戸籍住民基本台帳費個人番号カード交付事業につきましては、平成27年度の個人番号カード交付事業費補助金の交付決定額のうち、地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる交付金支出後の残金につきまして、国から翌年度に繰り越すよう指示があったことから繰越明許費を設定するものであります。

次の3款1項社会福祉費低所得高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、国の平成27年度補正予算により、今年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち平成28年度に65歳になる方に対して1人3万円を支給するものであります。年度内での予算執行が困難であることから、当該事業を繰り越すものであります。

続きまして、11ページをお開きください。下から1行目、11款4項厚生労働施設災害復旧費学童保育施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）につきましては、部屋学童保育室の改修工事費でありまして、年度内での予算の執行が困難であることから、当該事業を繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、89ページ、真ん中から上段のところ、低所得高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、65歳以上に1人3万円ということなのですが、対象者の人数はどのくらいかお願いします。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 現在の支給対象者数でございますが、約1万7,000人を見込んでございます。

○委員長（福田裕司君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それから、ぽちの4番目、人材派遣会社業務支援委託料、これはこういったことの委託料なのか、答弁いただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） ぽちの4つ目の人材派遣会社業務支援委託料でございますが、これにつきましては、従来の臨時福祉給付金と同様、窓口の受付業務、あと申請者があった場合の支援、それと電話等の際の相談等を行っていただく予定でございます。

○委員長（福田裕司君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 確認でございますが、これは全て国庫支出金、国庫の補助ということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、引き続きまして、97ページ、災害救助費でございますが、災害見舞金、それからその下の2つ、全て減額となっておりますが、災害見舞金の支給件数、それから貸付金の申し込みの件数、それから家財等補助金の申し込みの件数につきましてご答弁いただきたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 3点ほど、まず災害見舞費でございますが、3月7日現在の数値でござりますが、配賦の件数に関しましては、床上、床下合わせて2,867件、金額にして1億2,646万円でございます。

続きまして、災害援護資金の貸付金でございますが、栃木市におきましては5件でございます。

それと、被災家財等購入等補助金でございますけれども、こちらに関しましては、まず家財、家電に関しまして178件、金額にして842万6,000円、自動車に関しましては447台分、3,343万円でございます。

○委員長（福田裕司君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 1点だけ再質問なのですが、床上、床下浸水合わせて2,876件ということで、床上と床下の内訳をお願いします。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） まず、床上でございますが、配賦件数が1,124件、床下であります、1,743件でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で。

被災家財等購入等補助金、1億円の減額、かなりの大幅な減になっているのですけれども、この

原因というのですか、対象が減ったといえば減ったということですが、なぜこういったことになったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 幾つかの要因が考えられるかと思うのですが、まず1つ目としては車に関してでございますけれども、車に関しては、来年度に関しても購入等補助金の支給が行われます。それが、車に関しては、やはり納期までに半年以上、人気のある車種に関しては七、八カ月かかることが予想ということで、これに関しては申請期間を延長して、来年度まで延ばしたところもあろうかと思えます。また、当初の見込みでございますので、市内に本当に多くの車が道路に置きっ放しで放置されている状況等を見まして、ただ、件数がなかなかこれが読めないというところがありまして、これは多く、本当に見込み過ぎたというところもございます。

あと、家財等に関してでありますけれども、これは床上浸水者を対象としての補助金でございます。これに関しての、若干、これは床上浸水の世帯を対象とした見込みで出させていただいたのですが、申請が伸び悩んだというところも大きくあったかと思えます。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 車に関しては、納期がかかるという部分もあるということですが、447台の申請が出ているということは、もう既に購入してしまった分でもよろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、まだ車が来なくて、申請していないという人も来年度の予算で対応するということでもありますけれども、こういった方々の把握というのですか、そういうのはしているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 車に関してはなかなか把握ができない、これに関しては、市外で被災があったとしても認めるという方向で今やっていますので、そこら辺の把握が難しいということがございます。そういった意味で、ホームページ、また広報紙等を通じて来年度も引き続き広報活動はして周知に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑は。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 93ページの保育所費、ぬまわだ・大平東保育園の解体、執行残というような確認だったのですが、ぬまわだだけだというような説明だったのですが、これは大平東保育

園のほうは入っていたのかどうかお聞きします。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 今委員おっしゃられたとおり、今回はぬまわだ保育園だけでございます。大平東保育園につきましては、来年度の解体ということで新年度予算に計上させていただいております。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 予算は大きくとっておいたほうがいいのかと思うのですが、何か、割合で、金額はわかりませんが、600万円というのは非常に大きい金額ではないかと思えます。ちょっと、理由がありましたら説明をお願いします。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 1つは入札の執行という形もあるのですが、もう一つ、解体に伴いまして、当初は保育所関係のものを全て解体するというようなところがありまして、建物以外にも、周りのフェンスとか、そういったものを想定していたところですが、この後、ぬまわだ保育園の跡地については県の児童相談所で使うということで、境目にフェンスがずっと張ってあるのですが、最終的に県のほうとの調整の中でそれはとりあえず残しておいてほしいというようなところがありまして、その分は解体費用が減額になっていたところもあって、若干残額が多くなっているという状況でございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、もう一つ。

そのずっと上の学童保育事業費なのですが、639万円、何か人件費の関係だったかなと、ちょっと聞きっぱぐれてしまったのですが、もう一度説明をお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 学童保育事業費につきましては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度という形で始まりまして、この人件費につきましては、学童指導員を、新制度の放課後児童支援員の研修を受けなければならないということで、その日当と旅費等の減額によるものであります。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、済みません、数字的なものをちょっとお知らせ願いたいと思います。人員とか、そういうところですか。お願いします。

○委員長（福田裕司君） 内訳でよろしいですね。

小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 日当に当たる賃金が500万円、残り、旅費が139万円ということになり

ます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、これは対象者が基本的にそういう研修か何かを受けていない方ということによろしいのでしょうか。人数はちょっとわからなかったのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） そうです。もちろん、今年度から始まりました制度ですので、そういうことになります。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、ついでに同じページで、93ページですけれども、その下の、学童保育の下、子ども・子育て支援事業費で、多子世帯に対する幼児の教育の無償化に向けてというような説明があったと思うのですけれども、この制度について、どういった制度になるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） これにつきましては、今、国のほうで来年度予算編成の中でまだ審議中ではあるのですけれども、まず大きく分けまして2つあります。1つは多子世帯の軽減ということで、所得がおおむね360万円未満の世帯ということになりますが、従来ですと、第3子以降の保育料については、国の制度ですと、幼稚園については、小学3年生までのお子さんを、上から1人目、2人目、3人目という数え方をする。4年生以上になってしまうと子供の数に数えないということになっていました。それから、保育園のほうについては、それがさらに下がりますと、就学前、小学校に上がってしまうと子供の数としては数えないということで、幼稚園、保育園に入っている子を上から1人目、2人目というか、そういう方をする中で、2人目が半額、3人目以降は無料ということになっていました。これについて、おおむね360万円未満の世帯については、子供の上限を両方とも撤廃するというようになっていきます。ということなので、上が何歳であっても、子供の数が3人以上であれば、2人目半額、3人目以降は無償というような形の緩和になる予定です。

それからもう一つは、同じく低所得者ということで、360万円未満の方ですが、1人親世帯について、これについては今の条件の中で、今までは同じ条件、若干保育料を安くするというところはありませんでしたが、今後は今の条件の中で1人目が半額、2人目以降が無償という形になります。今までは同じでしたので、2人目半額、3人目無償というような形だったのですけれども、形が変わります。一応、そういう形に変わる予定となっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市においては、こういった制度、国の制度に従って減額していたということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 本市におきましては、第3子については市の独自の施策ということで、子供の年齢の上限を基本18歳、大学生とかで扶養されている場合には22歳まで上限を上げて対応しておりました、第3子以降については。そういうことですので、本市については3子目以降についてはさほど対象者が増えたりということはないかなというふうに考えています。ただ、2子目については上限が上がりますので、若干対象者が増えてくるかなというふうに考えています。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 多子世帯については、年少扶養控除が廃止されましたよね、何年か前でしたっけ。それが今まで暫定的に残っていたと思うのですけれども、そこら辺はどのようなのですか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 年少扶養控除を適用しないというのは、引き続き、そのまま残るということになっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 81ページの個人番号カード交付事業についてです。

これは、昨年10月5日から通知カードが配布されて、今年1月から番号カードの交付が始まるということですが、昨年の10月から、通知カードはいろいろ問題があって、届かないとか、そういう状況がありましたけれども、全ての方に、これは12月中に通知は終わったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸千賀子君） 十一月までに第1回目の交付が終わりまして、通知カードの返戻が今現在4,963件、1回戻りまして、それから、その内容が宛てどころなしですとか保管期間経過ですとか受け取り拒否とかというケースがあったのですけれども、その返戻のうち3,362件を再送あるいは窓口での交付を行いました。返戻のうち、廃棄した件数は54件でございます、1,547件が市のほうにあるという状況でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、1,547件というか、件ということ、何人なのでしょう、これは。家族、世帯ごとに送っていくわけですよね。どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸千賀子君） 失礼しました。世帯のうち、人数が確定されておりませんので、人数はちょっとわかりません。済みません。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1,547件以上になることは確かということですね。

そうしますと、個人番号がまだわかっていない方がいるということで、これの今後の対応としてはどうするわけですか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 実際のところ、住民票には付番されておりますので、ご本人からの申し出があればもちろん住民票の交付もできますし、通知をまた再発行することも可能になっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特に市民にとって不都合なことはないということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 差し迫って不都合はないというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、これは個人番号カードの交付事業そのものですが、1月から始まりましたが、今現在どの程度発行されているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 3月10日現在、1,354枚交付しております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後も交付事業というのは続くわけですが、住基カードと同じような傾向になっているのかなと思いますが、今後の対応策としてはどういったことを考えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 現在、地方公共団体システム機構宛てに個人番号カードの交付申請を行った方が1万62件ということで、2月の末現在で1万件ということでの通知をうちのほうでは預かっております。それですから、地方公共団体システム機構に申請が届いて、それができ上がりますと市役所のほうに届きますので、それで、うちのほうから交付できる準備ができ次第にご本人宛てに通知を送りまして、その通知を持ってきていただいて、市役所のほうで手続をしまして交付させていただくという流れになっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、1万62件が栃木市民が機構のほうの申し出というか、いってると、それが手続が終わればこれだけ増えるということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） はい、そうでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 個人番号交付事業については、12月の補正予算でも反対しましたけれども、国民一人一人に番号を振って、徴税強化とか、そういうふうになるおそれがあると。それとまた、システムのセキュリティというのですか、そういった問題もありますし、国の制度ですけれども、個人番号カード発行については、プライバシーの問題とかも含めて問題があるということで反対したいと思います。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。
氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 12月でも賛成の立場から討論しましたが、国のほうで個人番号カードを交付するというので、それを栃木市のほうで事務のほうをするということで、この事業をしないことには住民の方々が多大な不便を受けるというところから、全くこれに関しては賛成でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。
ただいまから議案第10号の所管関係部分を採決いたします。
本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
		永田武志				
	反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

（午前11時40分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第13、議案第11号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第11号 平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。

平成27年度栃木市国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億9,933万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億5,957万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明をいたしますので、160、161ページをお開きください。1款1項1目、補正額1,403万7,000円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次の国民健康保険事務費（栃木）につきましては、保健事業を行う臨時職員2名を募集いたしましたが、1名だけの採用となったため、不用額を減額補正するものであります。

162、163ページをお開きください。2款1項1目につきましては、補正はありませんが、歳入の減額補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

2目、補正額3億7,018万8,000円の減額であります。説明欄、退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、退職被保険者等の減少により支出額が減になると見込まれるため、減額補正をするものであります。

3目、4目につきましては、補正はありませんが、歳入の減額補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

164、165ページをお開きください。2款2項1目につきましても、補正はありませんが、歳入の減額補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

2目、補正額6,472万7,000円の減額であります。説明欄、退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、退職被保険者等の減少により支出額が減になると見込まれるため、減額補正するものであります。

166、167ページをお開きください。2款4項1目につきましては、補正はありませんが、歳入の減額補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

168ページ、169ページをお開きください。3款1項1目、補正額4億9,879万1,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金につきましては、支援金の確定額に合わせ、減額補正するものであります。

170、171ページをお開きください。4款1項1目、補正額184万1,000円の減額であります。説明欄、前期高齢者納付金につきましては、納付金の確定額に合わせ、減額補正するものであります。

172、173ページをお開きください。6款1項1目、補正額2億7,377万8,000円の減額であります。説明欄、介護納付金につきましては、納付金の確定額に合わせ、減額補正するものであります。

174、175ページをお開きください。8款2項1目につきましては、補正はありませんが、歳入の減額補正に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

176、177ページをお開きください。11款1項3目、補正額1億2,402万9,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等負担金等返還金につきましては、療養給付費等負担金の精算の結果、返還金が生じたことから増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、154、155ページにお戻りください。1款1項1目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、補正額1億6,567万2,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額5,766万4,000円の減、3節介護納付金分現年課税分、補正額4,525万8,000円の減につきましては、いずれも一般被保険者の減少等により収入が減収になると見込まれたため、減額補正するものであります。

1款1項2目1節医療給付費分現年課税分につきましては、補正額1億4,287万8,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額5,108万5,000円の減、3節介護納付金分現年課税分3,794万1,000円の減につきましては、いずれも退職被保険者等の減少等により収入が減額になると見込まれるため、減額補正するものであります。

4款1項1目1節、補正額5億7,739万2,000円の減であります。説明欄、療養給付費等、介護給付費納付金、後期高齢者支援金につきましては、費用額に対する国の100分の32の負担金でありまして、交付見込み額に合わせ、減額補正するものであります。

4款2項1目2節、補正額588万6,000円の増額、2目1節、補正額604万8,000円の減額につきましては、当初、国保データヘルス計画に係る補助金を国保ヘルスアップ事業補助金で見込んでおりましたが、特別調整交付金として交付されることになったため、予算を組み替えるものであります。なお、補正に当たり、交付申請額に合わせたため、両節の補正額が異なるものです。

156、157ページをお開きください。4款2項3目1節、補正額10万5,000円の増額であります。説明欄、災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災により避難されてきた被保険者に係る保険税及び一部負担金の減免に対する補助金でありまして、交付申請額に合わせ、増額補正するものであります。

5款1項1目1節、補正額3億480万5,000円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては、退職被保険者等の医療費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、交付見込み額に合わせ、減額補正するものであります。

6款1項1目1節、補正額7,231万6,000円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の負担の平準化を図るため、その加入者数に応じて財政調整するものであり、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、交付見込み

額に合わせ、減額補正するものであります。

8款1項2目1節、補正額1億2,033万2,000円の減額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、保険者の財政運営の安定化と負担の平準化を図る共同事業の交付金として国保団体連合会から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせ、減額補正するものであります。

10款1項1目1節、補正額3億4,631万9,000円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険税軽減分と国保財政の安定を図る保険者支援分について一般会計から繰り入れるものでありまして、算定の結果、繰入額が増額となる見込みのため、増額補正するものであります。

158、159ページをお開きください。2節、補正額3億2,139万6,000円の減額であります。説明欄、出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金や人件費、事務費、赤字補填分などについて一般会計から繰り入れるものでありまして、決算見込み額に合わせ、減額補正するものであります。

11款1項1目1節、補正額1,263万8,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等交付金繰越金につきましては、退職被保険者に係る療養給付費交付金返還金の財源として平成26年度の繰り越し分を充てるものでありまして、返還金の額の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、2目1節、補正額4億3,850万6,000円の増額であります。説明欄のその他繰越金につきましては、平成26年度決算剰余金でありまして、決算見込み額に合わせ、増額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、大きな、10億円に達する減額幅になったわけですがけれども、特に歳入でいいますと、155ページですか、保険税、一般の保険税、また退職の被保険者もかなりの減額になっているわけですがけれども、この減少の原因というのは何なのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 保険税の減収の理由でございましてけれども、一般被保険者国民健康

保険税につきましては、高齢化によりますます高齢人口が増加いたしまして、75歳以上の後期高齢者医療制度のほうに移行する一方で、現役の人口が減少していることによる被保険者数の減少が主な要因であると思います。

また、もう一つは、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、平成26年度で退職者医療制度が廃止され、平成27年度からは新たに退職被保険者等になる方がいなくなっているため、退職被保険者が減少していることが大きな要因であると思います。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それでは、当初見込みと今現在の保険者の数というのはどのような差になっているのでしょうか。まずは一般でいいです、一般の被保険者。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ちょっと、合計した数字で申し上げますと、当初、一般被保険者につきましては4万6,188人で計上しておりましたけれども、現在、補正予算の算定時では4万3,944名ということで算出しております。

○委員長（福田裕司君） 済みません、もう一度お願いします。

○保険医療課長（藤平恵市君） 当初は4万6,188名で予算を計上したところですが、補正予算算定時には4万3,944人ということで算定をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 75歳以上になって後期高齢者医療のほうに移行するという人というのは当初からわかっているはずですよ、75ですから。これだけの、2,000ちょっとの減少となった、それは、では、聞き方は、後期高齢者に移行したのは何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 手持ちにちょっと数字がございませんので、調べまして報告をさせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 退職被保険者、これは制度が平成26年度からなくなって、新たに生まれないということでというような説明だったと思いますけれども、この制度がなくなったことによって、一般被保険者のほうに入って行くのではないかなと私は思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 委員の言うとおりの、一般被保険者のほうに入ってくるものでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、一般のほうは増えてもいいと思うのですけれども。退職はな

くなつてということで、今現在は、見込みと今現在の数というのはわかりますか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 退職被保険者の数でございますが、現在、2月末で1,235名になってございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初は何人見込んでいたのですか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 4月現在ですと、1,828名でございました。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保険者の数という、亡くなる人の場合は、それは予想はできないと思いますが、ある程度、後期高齢者になる、また退職制度がなくなるということであれば、ある程度の予想は、こんなに外れることはないと思うのですけれども、どういう理由なのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 保険税の減額のもう一つの理由ですけれども、国の保健医療改革に伴いまして、低所得者に対する減額措置によりまして、後に保険基盤安定繰入金等で補填はされてきますけれども、保険税だけを見れば、軽減対象者が増えたことによりまして保険税の減少につながってきているものも一つの要因かと思われま。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。とにかく、高齢者が増えていくということで、国保は人数が増えていくのかなという感じがしていたのですけれども、2,000名近い、一般では差があるというのは、やっぱり当初の見込みがちょっと甘かったのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 当時は、その算出時においてはそういう見込みが、若干はそういったことも考えられるのかと思いますけれども、ただ、軽減措置等も当初算出していなかったということがございますので、その辺が減少原因かと思われま。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳出のほうでは、やっぱり被保険者数が減ったということで、保険給付費もかなりの減になっていますが、そこら辺が原因と見てよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 委員のおっしゃるとおり、やはり被保険者等の減少が主な原因になっているかと思われま。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩にいたします。

（午後 零時03分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎発言の申し出

○委員長（福田裕司君） 初めに、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 午前中に地域支え合い推進条例におきまして、白石委員のほうから名簿管理者に関する質問があったところですが、私のほうから、規則に定めますということでお答え申し上げたのですが、その部分について訂正をさせていただきます。

16条のところに名簿管理者の届け出ということであるところなのですが、名簿管理者については、自治会のほうから選任をいただいて名簿管理者が出るということですので、名簿管理者そのものが何かをするということではないところであります。協定を結ぶ自治会におきましては、協定書の中に情報の取り扱いあるいは名簿についての閲覧制限とか名簿の紛失防止など細かい部分について規定しておりますので、その中で名簿についての管理はされていくかと思われまます。

あと、19条のところに、情報の利用及び提供の制限というところに、各団体等の代表者及び役員等とあるところですが、そのところに名簿管理者という言葉を入れるべきではないかということ

だったのですが、それは私のほうから規則のほうでということだったのですが、規則につきましては、あくまでも手続上のいろいろな書類などを制定するところですので、規則のほうにはその部分については入れないところですが、情報の提供を受ける団体等の役員等の中には、いわゆる名簿管理者は団体から推薦をいただきますので、役員等に入っているのではないかと思われまますので、含めるという形でお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 次に、藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 午前中の国民健康保険特別会計での質疑におきまして、白石委員の質問の国保被保険者が75歳になって後期高齢者制度に移行する人数についてのご質問がございました。

その人数であります。平成27年4月から2月末までで1,489名が国保から後期高齢者制度のほうに移行しております。

以上でございます。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） では、次に、日程第14、議案第12号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第12号 平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の21ページをお開きください。

平成27年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億139万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、190、191ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額190万7,000円の減額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について補正減するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、188、189ページにお戻りください。4款1項

1目1節、補正額903万9,000円の減額であります。説明欄の事務費繰入金につきましては、前年度繰越金の補正増に伴い、一般会計からの事務費繰入金を補正減するものであります。

次に、5款1項1目1節、補正額713万3,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度決算剰余金でありまして、決算見込み額により補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第15、議案第13号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第13号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の25ページをお開き願います。平成27年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）

の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億249万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億3,536万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の206、207ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は、670万1,000円を減額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額補正したいというものでございます。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

208、209ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の補正額は3,150万3,000円を増額するもので、要介護と認定された方が認知症高齢者のグループホームや小規模の特別養護老人ホームなどの市町村が指定、監督する地域密着型サービスを利用した場合の給付費であり、給付実績により増額補正したいというものであります。

同じく5目施設介護サービス給付費の補正額は6,553万3,000円を減額するもので、介護保険施設入所の給付費であり、給付実績により減額補正したいというものであります。

210、211ページをお開きください。2款2項5目介護予防福祉用具購入費の補正額は16万3,000円を増額するもので、要支援者が入浴や排せつの用具を購入した場合の給付費であります。

同じく6目介護予防住宅改修費の補正額は27万6,000円を増額するもので、要支援者が住宅改修を行った場合の給付費であります。

同じく7目介護予防サービス計画給付費の補正額は58万6,000円を増額するもので、要支援者がケアプランを作成した際の給付費であります。いずれも給付実績の伸びにより増額補正したいというものであります。

212、213ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費の補正額は、1,479万8,000円を増額するものであります。これは、要介護認定者の自己負担が高額となった場合に償還するものであります。

同じく2目高額介護予防サービス費の補正額は、3万3,000円を増額するものであります。これは、要支援認定者の自己負担額が高額となった場合に償還するもので、いずれも給付実績により増額補正したいというものであります。

214、215ページをお開きください。2款6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は、1,817万4,000円を増額するものであります。これは、低所得の施設入所者の食事代等の一部を給付するもので、給付実績の伸びにより増額補正したいというものであります。

216、217ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金の補正額は、1億1,993万

9,000円を増額するものであります。これは、介護給付準備基金への積立金が増額となったことから増額補正したいというものであります。

218、219ページをお開きください。5款1項1目2次予防事業費の補正額は、731万7,000円を減額するものであります。説明欄の2次予防事業対象者把握事業費（栃木）につきましては、入札の結果、事業費が当初見込みを下回ったことから減額補正したいというものであります。

220、221ページをお開きください。5款2項3目権利擁護事業費の補正額は、254万4,000円を減額するものであります。説明欄の権利擁護事業費（栃木）につきましては、非常勤社会福祉士の中途退職に伴い、不用額が生じたため減額補正したいというものであります。

次に、5目任意事業費につきましては、財源内訳の変更で、国の制度改正により任意事業費のメニュー変更があり、一般財源の事業が増加したことによる財源内訳の変更でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、202、203ページをお開きください。4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は201万5,000円を減額するもの、同じく3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は1,763万6,000円を減額するものであります。いずれも、説明欄にある現年度分で、事業費の減額により国からの交付金を減額補正したいというものであります。

次に、5款1項2目地域支援事業支援交付金の補正額は225万6,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、これも事業費の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額補正したいというものであります。

続きまして、6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は100万7,000円を減額するものであります。

同じく2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は、881万5,000円の減額であります。いずれも、説明欄の現年度分で、事業費の減額に伴い、県からの交付金を減額補正したいというものであります。

続きまして、9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の補正額は278万円を減額するもの、同じく3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は1,876万6,000円の減額であり、国の地域支援事業のメニュー変更に伴う事業費の減額に伴い、繰入金を減額するもので、同じく4目その他一般会計繰入金の補正額は3,582万7,000円を増額するものであります。

説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費に補正計上した職員人件費分の減額に伴い、繰入金を減額補正したいというものであります。

次の事務費繰入金は、メニュー変更により、国や県、支払基金の交付対象から外れ、市の単独事業となった事業分、これは介護手当でございますけれども、この分につきましては市からの繰入金を増額するものであります。

同じく5目低所得者保険料軽減繰入金の補正額は48万3,000円を増額するものであります。説明

欄の現年度分につきましては、一般会計で補正計上した国及び県からの第1段階保険料軽減分の交付金を介護保険特別会計に繰り出すために増額補正するものであります。

204、205ページをお開きください。10款1項1目繰越金の補正額は、1億1,945万6,000円を増額するものであります。これは、前年度繰越金につきましては繰り越すために増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 208、209ページで地域密着型介護サービス給付費、これは3,150万3,000円の増になっておりますけれども、これは当初よりもサービスが増えたと、人数が増えていると、サービスを受ける人数が増えているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） お答えいたします。

この地域密着型サービスには、小規模の特別養護老人ホームが該当します。平成27年度におきましては、平成26年に整備をいたしました岩舟のすぎのこ会さんの小規模特別養護老人ホームが開所いたしましたので、その部分のところの費用も含めて全般的に伸びたものでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その下の施設介護サービス給付費は、入所者が減っているというような説明だったのですけれども、この原因は何なのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） この施設サービスには、基本的に特別養護老人ホームと老人保健施設、療養型の病院という3つのものがございます。療養型の病院につきましては、平成30年度にこの施設が介護保険から外れるということで徐々に減少傾向になっております。栃木市の場合、老人保健施設の利用者が予想していた以上にちょっと伸びずに、逆に小規模の施設であるとかショートステイであるとか、そういう部分のところに回った結果、この施設サービス費に若干の剰余が出たというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

いつも問題になっているのは、待機者の問題がありますけれども、そうした点は逆に心配はなくなってきているということなのではないでしょうか。待機者はいるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 平成27年度につきましては、待機者の個別の実質調査というものはしておりませんが、来年度、平成28年度、また計画の準備のために調査に入ることになります。

ただ、一般的に言えることは、ショートステイを初めとした施設整備が進んできておりまして、ショートステイの稼働率という部分のところも、栃木市におきましては、一番低い施設は50%の稼働ということで、平均で7割から8割程度の稼働ということで、いっときに比べますと、非常に入ることが大変だという部分のところというのは多少緩和されてきているのかなという部分のところはございます。ただ、いずれにしても、これから高齢者も増えてまいりますし、介護の必要な方も増えてまいりますので、一定規模の施設整備は必要かというふうに考えておりますので、引き続き整備には努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 217ページの準備基金の積立金1億1,993万9,000円ということで、かなりの積み立てになるわけですがけれども、これは平成26年度の剰余金ということですがけれども、その剰余金が出た要因について、お願いします。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 介護保険の保険料につきましては、第1号被保険者の保険料は3年間で価格、保険料の設定をいたします。平成27年度は初年度でございますので、この年度はある意味黒字で、ある程度剰余が出ないと実際の計算がおかしかったという形になります。2年目、平成28年度、来年度につきましては、事業ベースとするととんとの金額になり、3年目の平成29年度で、この剰余を積んだ分ぐらいのマイナスが出、それで保険料の均衡が保たれるという、そういう部分のところになりますので、初年度につきましては予定どおりの積み立ての額というふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの説明ですと、平成26年度というような、決算剰余金みたいな話だったと思うのですがけれども、これは平成27年度なのですか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 基本的には、まだ平成27年度、最終的な決算の部分のところまで至っておりませんが、現状として積み立て可能と思われる部分のところについて積み立てをするという、そういう形のものでございます。

- 委員長（福田裕司君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それでは、今現在の積立額というのは幾らですか。
- 委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。
- 高齢福祉課長（首長正博君） これは、前年度末で4億強の金額がございました。今年度について、6,600万円ぐらい、ちょっと取り崩しを一旦しております。そこでまた1億一千の積み立てというものを行っておりますので、最終的には4億五千ぐらいの金額になる予定でございます。
- 委員長（福田裕司君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） この積立金の4億5,000万円の額というのは、適当な額と考えているのでしょうか。多いような感じもしますけれども。
- 委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。
- 高齢福祉課長（首長正博君） 今後高齢者が伸びていく部分のところを考えますと、1号被保険者の保険料設定の部分のところ、この金額は先ほど言ったように3年間変えることはございません。その間の給付費が伸びて、マイナスになった場合にこの基金からの繰り入れを行っていくという、そういう形で対応していくものでございますので、この程度の額の余裕というものは必要かというふうに考えております。
- 委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。
- 茂呂副委員長。
- 副委員長（茂呂健市君） 210、211ページなのですが、介護予防住宅改修費ですか、これは何件で、上限が幾らだか教えてください。
- 委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。
- 高齢福祉課長（首長正博君） 今件数は手元に数値がございませんが、当初予算で計上した部分の現計予算の部分のところと補正後の差が27万5,000円という、そういう部分のところは出る形になります。
- 具体的な制度の中身を申し上げますと、1件で20万円までの小規模の手すりの取り付けあるいは段差の解消、これらの事業の部分のところにつきまして、介護保険のほうから、その人の収入に応じてですが、1割ないし2割の自己負担で改修ができるという、そういう部分のところの仕組みでございます。詳細な件数については、今ちょっと手元にないので、必要であれば後ほど資料をとって説明したいと思います。
- 委員長（福田裕司君） 茂呂副委員長。
- 副委員長（茂呂健市君） そっちの件数はいいのですが、これは申し込みは打ち切りというのはないのですか。申し込まれた分だけお受けするのか、教えてください。
- 委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。
- 高齢福祉課長（首長正博君） 済みません、件数についてはありがとうございます。

打ち切りというような、そういうことは、これは保険制度でございますので、基本的にはございません。ただ、限度額というのが一生の間に20万円という部分のところで、年ごととか、そういうことではございません。ただ、介護のランクが2ランク以上変更があったときには、もう一回、20万円まで使えるというような部分であるとか、あるいは住みかえをした、引っ越しをしたというときにはまた20万円まで使えるという、そういう部分のところの制度はございますが、生涯にわたって原則的には20万円という、そういう形になります。ただ、予算がないから対応しないとか、そういうような部分のところの性格のものではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第16、議案第14号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第14号 平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の29ページをお開き願います。平成27年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,249万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の236、237ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、22万5,000円を減額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして不用額が生じることが見込まれるため、減額補正したいというものでございます。

234、235ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金の補正額は22万5,000円を減額するもので、歳出の減額に合わせ、繰入金を減額補正したいというものであります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、サービス事業勘定というのは、介護予防の計画をつくる事業ですね。それで、介護保険のほうに、聞くのを忘れてしまったのだけれども、211ページに介護予防サービス計画給付費というのがこっちにあるのです。これは、ここにその部分が、本来ならこっちへ入ってくるのかなという気がしたのですけれども、この件、わかりますか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） この会計は、委員のおっしゃるとおり、市の包括支援センターが介護予防サービス計画をつくったときの会計、事業勘定でございます。そこで、事業所としての、市の事業所がつくった計画に対して、先ほどの保険事業勘定のほうから給付費用として支払いをするというような、そういう部分のところというもので関係性というのは成り立っているところでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第17、議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月15日開催の議員全員協議会及び3月7日開催の民生常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入及び債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長等にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は152ページから173ページであります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、163ページ、防犯灯設置費、防犯灯設置工事費、下から2行目、3行目ですか、1,121万1,000円ですが、設置本数の見込み等がありましたらお答え願います。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

設置の見込みでございますけれども、電柱につけられる防犯灯と支柱を要する防犯灯の設置がございますが、灯数的には合計で365灯予定してございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 163ページ、ふれあいバスは、所管内ですよ。一番下段のふれあいバス運行事業費ということなのですからけれども、前年度も話が出たかとは思いますが、最近バスの事故等が非常に多くあるような状況の中で、ドライブレコーダーとか、いろいろつけているバスも多くあると思うのですが、栃木市のふれあいバス及び循環バス、その辺についてはどのような対処になっているかお聞かせください。安全面。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

各事業所、それぞれバスの仕様が違ったり、設置している箇所は違いますが、ドライブレコーダーを整備しております。

それと、安全面に関しましては、就業というか、運転する前の点呼とか、その辺の徹底を指導しているところでございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それでは、同じく163ページの下から7段目ですか、消費生活センター運営費というところで、一応、説明では相談員報酬、5名だということなのですからけれども、やはり今、社会の中が非常に難しい、オレオレ詐欺だとか振り込めだとか、いろいろありますよね。そういうものが結構あると思うのです。運営費の中の300万円弱ですからけれども、そういう、何かPRとか予防等の活動費が見えるのであればお伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 消費生活センターのほうでは、高齢者と一般向けに悪徳商法から身を守ろうという出前講座を行ってございましたり、インターネットのトラブル防止の出前講座等の啓発の事業等も行っております。それから、啓発につきましては、エフエムくらの放送とかを毎月入れていただくような形を行っております。事業費としましては、啓発用のポケットティッシュの購入ですとか出前講座等のチラシ等の購入等を行っているところでございます。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 予算ということなので、平成27年度に対しまして、今度、平成28年度の改善点か何かは、あれば聞かせてもらいたいのですからけれども。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 恐れ入ります。特殊詐欺の関係でよろしければ、私のほうでお答えさせていただきたいのですが。

まず、特殊詐欺の被害、前年ですか、特に多うございました。そういった関係もございまして、民生委員さん等にご協力いただきまして、おひとり暮らし、高齢者のみの世帯に直接声をかけてい

ただくというようなことを行うとともに、市役所で各種出前講座があるのですが、例えばうちのほうですと交通安全の出前講座がございませうけれども、ほんのわずかですが、特殊詐欺に触れてもらなうなど、啓発に努めているところございませう。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、次にちょっと、その下の市民相談事業費なのですけども、ほとんど報酬と委託料で済むのですが、これについては、やっぱり社会情勢、相続の問題とかいろいろ、多岐にわたってあると思うのですが、この事業の内容というか、主に相談の内容、どんなものがあるのか、ちょっとお聞かせ願ひませう。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 市民相談につきましては、市民の生活不安解消のためにということで相談を受け付けている事業ございませうが、市民相談員2名で、常時、必ず1名、市役所のほうにおりまして、皆さんのご相談を受け付けているという事業を行っております。そのほか、弁護士相談というのを行っておりまして、弁護士相談につきましては、栃木地区というか、本庁のところで月2回、藤岡、岩舟、大平、都賀、西方と各地域で隔月1回ずつ弁護士相談を行っております。

○委員長（福田裕司君） 内容について聞きたかったのだよね。差し支えなければ、どんな内容の相談があったのかというのをきくと聞きたかったのではないのかなと思うんですけども。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 市民相談ですと、本当に個人的なご相談ですとか、もちろん相続のことについてのご相談ございませう。それから、隣近所のご相談とか、消費生活相談のことにつきましてですと、もちろん市民相談のほうで受けて、消費生活のほうと連携しながら送るというようなことをしております。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何回か、ちょっと相談に行ったことがあるんですけども、非常に微妙な線があるのです。これは消費センターの相談だけでも、これは市民相談というのですか、ちょっと何回か行かせてもらったんですけども。私でもちょっとわかりづらかったから、多分、市民の方にはうんとわかりづらいのだなというふうに思っています。よくそのPRですか、事業の内容をきちっと市民の方に知らせていただきたい、要望にかえますので、願ひいたします。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑はありませうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 163ページ、ふれあいバスですけども、昨年の予算書を見ると臨時職員賃金が入っていたんですけども、今回は入っていないのですが、この辺の事情はどういうことなの

でしょうか。

○委員長（福田裕司君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

交通防犯課とすればぜひお願いしたかったのですが、市全体の財政的状況を勘案して、来年度はなしとなった状況です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この臨時職員がいなくなることによって支障は、支障というか、職員の負担とか、そういうことが出てくると思うのですけれども、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

当然、臨時職員1人分減るわけですから、その分、職員のほうに負担は増えることにはなりますが、頑張っていきたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 頑張るだけではだめだと思うので、そこら辺は、市民に直接かかっている業務ですので、市民のサービスが低下しないような形でお願いしたいと思います。

それから、4月にルート変更がありますよね。これは、4月1日からなるわけですか。

○委員長（福田裕司君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。4月1日からでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その理由としては、メディカルセンターのほうへ回るとのことだと思えますけれども、メディカルセンターが本格的になるのは1カ月後というか、連休明けということですね、外来とかは。そういった点で、1カ月の中ではまだこっちの下都賀病院、今までの、旧、そこに通うという形になりますけれども、そこら辺の対応というのは、まだこっちに来ているわけですから、そこら辺は大丈夫なのですか。

○委員長（福田裕司君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、しもつがが栃木駅南で本格稼働するのは5月の連休明けというような予定になってございまして、その間につきましては、他の路線のバスをお使いいただいたり、蔵タクでどうか対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今まで1つのルートで行けたところを、2つの路線を使っていくという形に

なるわけですか。その時間帯に行きたいバスがなくなった場合、そういうことになるわけですか。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） おっしゃるとおり、バスを使えば乗りかえをしたりしていただくこととなります。ご不自由をかけますが、ご理解いただければと思います。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 2つの路線を使えば100円は増えるかなと思いますけれども、乗りかえれば。ということになると思うのですけれども、実際、1カ月の準備期間というのが必要ということで、1カ月前にルート変更、メディカルセンター対応のルート変更というのは、本来なら5月でもよかったのかなという気はするのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

○委員長（福田裕司君） 予算とちょっと離れてきているような気もするのですけれども、よろしいですか。答えますか。

橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 当初から、5月の連休明けとなればそういう日にちの可能性もございましたが、ただ、通勤通学にご利用されている方はどうしても4月から切りかえになるわけなので、微妙なところですよ。いずれにしろ、4月からお願いしていた可能性のほうが高いかと思います。以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 次の165ページ、防犯灯維持管理事業費、1万4,000灯の電気代ということでもありますけれども、新年度から電力の自由化とかが言われていますけれども、そういったところでの検討というかはやっていないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 現在研究中でございますが、電柱をお借りしている関係もあって、ちょっと、その辺も含めて研究中でございます。済みません。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その上、歳タク運行事業費、利用者の方からは土日の運行もというような、いつも、毎回質問していることですが、そこら辺の検討状況というのは何かありますか。

○委員長（福田裕司君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

以前にお答えしたとおり、土日はタクシー事業者さんからすれば書き入れどきということもありますし、正直、歳タク運行のためのシステム変更とかオペレーターの増員に伴う予算増とか、ちょっと課題がかなり大きいかかと、研究中には違いはございませんが、ご理解いただければと思います。済みません。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 171ページですけれども、旅券事務費、真ん中あたり、これはパスポートの発行とかをやっているところだと思えますけれども、今回、組織変更ということで総合支所のが浮上しましたが、旅券の発行に当たってはどうなるのでしょうか。総合支所とかというのはなくなってしまうのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 平成28年の4月から本庁一本化という形で、本庁での受け付けのみになります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これまで総合支所で実績として、どの程度の実績があるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 平成26年度ですが、合計で2,842件のうち、本庁が1,811件ですの
で、総合支所では1,031件の受け付けがございました。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） かなりの、1,031件の方が総合支所で発行、手続をしているということで、そういった点ではかなり市民サービスが低下するのではないかと思うのですが、この辺、総合支所
でできるというような考えというか、また戻すというか、そういう考えはないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 平成28年度からは一本化ということで、皆さんに丁寧に説明しな
がら、本庁のほうにおいていただくようお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 周辺部、特に遠いところから来るとなるとかなり負担が増えるということ
ありますので、総合支所の窓口でできるような対応を今後考えていただきたい、これは要望であり
ます。

いいですか、続いて。補正のときもやりましたけれども、個人番号カード交付事業費ですけれど
も、下段、2,800万円ほど出ておりますけれども、これはどういった事業内容になるわけでしょう
か。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） マイナンバーカード交付に関する申請の受け付け、カードの発行
を行う事業でございまして、一番多いのが地方公共団体情報システム機構でカードをつくっていた
だく事務委任の交付金でございます。それが1,499万3,000円でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） カードを発行するのに1,500万円ほど出るわけですからけれども、これは国から

の補助というか、全額交付されるということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 10分の10の補助でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、2,815万9,000円というのが交付されるということで、市の財政的には負担は生じないということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 申しわけございません。交付事業の事務委任の交付金につきましては10分の10でございますけれども、そのほかについては市の持ち出しがございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、では、どういうふうな財源内訳になるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 87ページをごらんいただいて、歳入のほうでございますが、個人番号カードの交付事業費の補助金が1,499万3,000円、交付事務費の補助金が256万4,000円でございます。そのほかが一般財源という形になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入になってしまったのだけれども、全額ということではなくて、1,000万円ほど市民の税金がかかるということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 1,000万円ほどの一般財源が入ることになります。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、次に移ります。

3款民生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は184ページから217ページであります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それでは、197ページなのですけれども、上段5段目ですか、家庭児童相談事業費ですけれども、この家庭相談員報酬で一応3名という説明を受けました。こういう相談員の質というか、知識のある方なのかどうなのかということを確認願います。

○委員長（福田裕司君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 家庭児童相談事業費に対して、平成27年度に相談員3名分が職員として配置されております。相談員については、特に専門的な資格というわけではないのですけれども、家庭における適正な児童養育、その他、家庭児童福祉の向上のために家庭児童福祉に関する専門的な技術を必要とする相談、指導を行うということになっております。現在の3名については、1人

は、社会福祉主事1名、それと小中高の教員資格を有する者が1名、それと国語教諭が1名となっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほどの市民相談と、ちょっとそこは言わなかったのですけれども、やはり社会情勢が非常に難しくなっているわけです。やっぱり、相談員の方で大分左右されるケースがあるのではないかなというふうに思っています。こういうことについて、やっぱり、当然連携を図るべきだというふうに考えている一人なのですけれども、そういうことも含めて、やっぱり、社会福祉士がいいとか悪いとかではありませんが、やっぱりその適正配置というか、そういうものの見地、例えばDVだとか、いろいろ、子供のDV、当然いろいろあります、いじめなんかも。そういうことの、やっぱり幅広い所見を持った方が相談員になられたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

先ほどちょっと言い忘れた、連携もやっぱり図るべきだというふうに思います。これは、私もいろいろ相談させてもらっているのですけれども、結構、縦社会なものですから、横に連絡がいかないのです。こういうことをやっぱり改善してもらいたいというふうに思っています。要望です。

○委員長（福田裕司君） では、要望ということでお願いしたいと思います。

ほかに、永田委員。

○委員（永田武志君） 185ページ、男女共生大学開催事業費、大学ということで、名前はいいのですが、予算が15万円という少量のものなのですけれども、これは参加者数、どのようになっているのか、現況を含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

とちぎ市男女共生大学の受講生でございますが、平成26年度が合計で57名、平成27年度も終了いたしましたしまして、70名ほど参加しております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 年々増加していると思うのですが、今年度は100名を目指して、ぜひPRのほうをお願いしたいと思います。要望です。

189ページ、上段です、大平健康福祉センター。ご存じのように、天井落下ということで、大変な事態が起きたわけなのですが、おかげさまで1名の軽傷ということで、何とかその点はクリアできたのですが、特に地元の人が、回覧等ではしばらくの間休館させていただきますという連絡は回ったのですが、この目安、いつごろ工事に入って、予算が大体どのくらいなのか、おわかりでしたらお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） これは、でも、また別な案件になってしまうのではないですか。

○委員（永田武志君） そうしますと、何カ月間かかるわけですね。現在も含めて、この休館、お風呂に関してですけれども。

○委員長（福田裕司君） 永田委員、これはゆうゆうプラザの管理運営費なので……

○委員（永田武志君） もう少し聞いてください。

それで、この管理費、委託料7,155万3,000円、年間です。そうすると、これはもし2カ月なり3カ月なり休館状態になっていくとなると、この委託料も幾らかマイナスになるのでしょうか。そこから辺、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（福田裕司君） 野崎大平健康福祉課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成27年度もあとわずかで年度末を迎えまして、収支を見たぐあいでのどのような差が出てくるかということが見きわめられるのではないかと思いますので、決算を見て検討していきたいと考えております。

また、平成28年度につきましても、相当数休館になってしまうと思いますので、そちらも開館までの収支なども検討いたしまして、今後対応していきたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ぜひそのように、市民も待っておりますので、目安が立ち次第、そういった伝達ですか、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

茂呂副委員長。

○副委員長（茂呂健市君） 193ページなのですが、シルバー人材センター補助金というやつなのですが、高齢者にどのような活動と申しますか、補助金を出しているか、ちょっと教えてください。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ご質問のあった部分につきましては、高齢者の短期就労等を行うシルバー人材センターの運営経費に対する補助ということで、組織としての公益社団法人栃木市シルバー人材センターに対して運営費の一部を補助している、そういう性格のものでございます。

○委員長（福田裕司君） 茂呂副委員長。

○副委員長（茂呂健市君） 能力開発と書いてありますが、別に、能力を何か教えるとか、そういうものではないのですね。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） シルバー人材センターの中で、当然、シルバーに適した作業等の要請、それらのものもシルバーが行っております。その部分のところの費用も一部この補助の中から

充てられている部分はございますが、大部分は運営の経費、人件費等の運営経費になっているところでございます。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 189ページ、戻ります。

特定疾患介護手当支給費なのですけれども、合併当初にこの問題について残して、旧栃木市時代に一回、廃止する、しないの議論があったのですけれども、合併後は残っていった事業でございます。その後、担当課の中で、経過、合併して5年たったものですから、利用者の皆さんがどう思われているかとか、その辺のリサーチ等はされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） この特定疾患介護手当支給費でございますが、これに関しましては、従来どおりの金額で、月額3,000円ということでの支給を継続して行っております。昨年、疾患数が増えたということで、県内では減額等の動きもございましたけれども、栃木市におきましては従来どおりの金額ということでやっております、利用者からの、新聞報道によりますと、やはり継続してほしいというご意見が多数あったということは聞き及んでいます。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 旧栃木市時代の話になってしまうのですけれども、たしかアンケート調査をとって、この問題についてまずリサーチしていった経緯があったと思います。私たち議会側であるときの問題点にしていったのは、アンケート内容が、特定疾患介護手当支給費、これについて必要ですか、必要です、必要ではないか、いわゆるイエス、ノーで聞いたアンケート内容ではなくて、今後どのような福祉を栃木市に期待しますかとか、そういった内容のアンケートだったのです。直接的な問題のアンケートで市民の方々の希望あるいは要望を伺ったわけではなかったという部分を、議会はたしか、批判というわけではないけれども、ちょっとどうなのだと異議を申し立てまして、反対していった、この事業が残っていった経緯があったのですけれども。今後、利用者の皆さんのご意向、そういったものを伺うときは、明快な、ある程度わかりやすいアンケートというものも必要なのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺なんかはどのように考えますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） こちらに関しましては、以前アンケート調査等でもわかりづらいような表現もあったかと思えます。もしやるとすれば、利用者、これを支給を受けている方に直接、アンケート調査をわかりやすいような形で、もし変更を考えるとすれば、やらないとならないかと思っております。

以上であります。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 要望しておきますけれども、いずれにいたしましても、やはり自主財源で行っている事業ということでもあり、やっぱり今後の福祉ということを考えてときに、あのときは一人一人に寄り添ったオーダーメイドの福祉を目指すのだということ栃木市はうたっていきたいのだということで私にいろいろとお話ししていった経緯があったのですけれども、それがまた、そのときだけの議論になってしまっているのか、そうではなくて、今後どういうふうにしていったらいいのかとか、その辺もやっぱり、執行部の皆さん、一生懸命やっていらっしゃると思うのですけれども、議会側にもちゃんといろいろお示ししていただきながら、急に何かを出すとかということはやめていただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長（福田裕司君） 要望で。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 介護手当の問題が出ていましたけれども、同じような、193ページに在宅寝たきり老人等介護手当支給、これが保険特別会計から一般会計に移ってきたということで、これは制度の変更ということでもありますけれども、これによって持ち出しが多くなるとか、そういうことはあるのですか。特別会計と一般会計の違いとか、わかりますか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 一般会計の部分のところにつきましては、この事業は補助等はございませんので、全て一般財源、市の持ち出しになります。これが介護保険特会の任意事業というところにいた部分につきましては、その部分について相当の国なり県なりからの交付金というものもいただいております。ただ、国のほうが制度改正で、先ほど平池委員の話の中でも出てまいりましたが、やはり現金支給系のものについて少し見直しをしていく必要があるだろうという部分のところを打ち出してまいりまして、その部分のところから介護特会から外れたという、そういう経緯はございます。ただ、市のほうといたしますと、急にこの事業を市民の皆さんに、それではやめるというような、そういう部分のところを持っていくわけにもまいりませんので、この部分のところにつきましては一般財源の一般会計で継続をさせていただくという、そういう考え方。ただ、当然ながら、これからあとの部分のところにつきましては、平成28年の新年度になりまして、十分議論しながら次の展開というものは考えていく必要があるかというふう考えております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 現金給付という部分で、何かちょっと集中してしまって申しわけないのですけれども、191ページの敬老事業費、こちらに敬老祝金が4,500万円計上されております。なくせということを言うわけではないのですけれども、実は、この予算案の勉強会を会派の中でしていたときに、あるまちでは、敬老祝金をそのまちのご老人の皆さんがこぞって、要は、住民で陳情みたいな形にして、敬老祝金を子育て支援に充ててくれというまちが全国で出てき始めている、そういっ

た状況をいろいろと話ししました。今、栃木市のほうは所管としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 敬老祝金の趣旨といたしますと、市民こぞって長寿をお祝いしていくという、そういう部分のところの趣旨が大きなものがございます。その部分のところの中で、敬老祝金ということで節目の支給でございますけれども、金銭支給、そういう部分のところというものをこれまでも継続して続けてきたという、そういう部分のところというものがございます。

過去の推移、そういう部分で見ていきますと、平成24年当時は対象が1,681名でございました。ただ、平成27年度、今年度につきましては2,260名ということで、当然、岩舟との合併の部分のところというものも踏まえてではございますけれども、かなりの伸びを示してきている、そういう状況の部分のところというものはございます。これも市の一般財源の持ち出しという、そういう部分のところでございます。福祉制度全体、福祉の仕組み全体の中で今後どのような形での事業を考えていくかという部分のところ、これは単に高齢セクションだけで検討する、そういう部分のところではなくて、全庁的に考えていかななくてはならない問題かと思えますけれども、それらの部分のところの中では全体的にどう考えていくかという部分を少し研究していく必要があるかというふうには考えております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） これも要望になりますけれども、ぜひ広い見地でいろいろな角度から議論していただきたいというふうに思います。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑は。

永田委員。

○委員（永田武志君） 199ページ、下から5事業目なのですが、認定こども園施設整備補助金、これは2園という説明だったのですが、まずどこどこなのか教えてください。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） お答えいたします。

2園につきましては、まず、認定こども園になりますが、ふじおか幼稚園、それと大平みなみ幼稚園の2カ所でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） この園児数、規模、わかりましたらお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 定員でのお話ということになりますが、ふじおか幼稚園につきましては、1号認定は幼稚園部分のほうで100人、それから2号、3号、保育園部分のほうで144人という定員

になってございます。

それから、大平みなみ幼稚園につきましては、1号、幼稚園部分については210人、2号、3号については合わせて163人の定員ということになってございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 199ページの一番上の病児・病後児保育事業費で、今年からフォレストキッズも入って2園になりましたが、大変に働くお母様たちは喜んでいらっしゃると思っております。これから病児・病後児の保育園はどのように増加していくのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 病児・病後児保育につきましては、今委員おっしゃられましたとおり、平成27年度にフォレストキッズが増えまして、今2園、病児1園、病後児1園となっています。来年度からもう一カ所、小規模保育ですが、メリーランド保育園のほうで始まる予定にしております。そのほかについては、まだ予定ということでははっきりしたものはまだございません。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） まずは、185ページの、いつも聞いていることですがけれども、人権同和対策委託費について、これはどういう団体に幾らずつ払っているのか。前年度と同じ金額になっておりますけれども、どうなっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

委託料の内訳でございますが、3団体を予定しておりまして、部落解放同盟栃木市協議会に709万5,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に247万7,000円、それとNPO法人人権センターとちぎに80万円、以上3団体を予定しております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、今年度というか、平成27年度と同じ額になっておりますので、これは減ったということは、そのまま維持で来ているということよろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その下の人権同和対策補助金ですけれども、これもやっぱり3団体についているのかなと思いますけれども、それぞれの補助金をお知らせください。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 補助金に関しましては、2団体でありまして、まず初めに部落解放同盟栃木市協議会に284万4,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に101万6,000円、以上2団体に交付予定であります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この活動費の補助金、まずは人権同和対策推進事業委託料、先ほどの3団体にそれぞれいっているということですが、この委託の内容というのはどういうものなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

人権同和対策推進事業委託料の内訳でございますが、3つほど大きな項目がございます、まず啓発及び各種相談、指導に関する事業、もう一つが各種実態調査に関する事業、それともう一つが人権同和対策事業の推進に関する事業ということで、大きく3つを委託してございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

では、その下の団体活動費補助金というのは、活動費というのとは一体どういったことになるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

補助金のほうですが、これは純然たる団体の運営費補助金でありまして、団体のさまざまな活動に事業が行われるに当たって、足りない分というわけではないでしょうけれども、活動費に関する純然たる補助金ということでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ある方から聞いたのですけれども、予算が余ってしまうので、言ってみれば、旅行ではないのですけれども、そういった、研修という形なのでしょうけれども、行かないかというような、誘われたという、これはこの活動費に入っているのか、啓発に入っているのかよくわかりませんが、そういった金の使われ方については、税金ですので、きちっと監視するというか、チェックするというか、そういうことが必要だと思うのですけれども、こういったチェック体制というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 委託とか補助金についても同じなのですけれども、まず初めに各種団体のほうから事業計画をいただいて、それを精査いたします。なおかつ、最後には、もちろんですけれども、事業報告書並びに決算報告を提出していただいて、それらも入念に検証さ

せていただいていると、そういうことで、よりよい人権施策を推進していることに対して委託、補助をしているという状況です。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この同和対策事業については、ぜひ、特別措置法も終了しているということで、本当の人権の啓発、本当のこののですか、そういうところに切りかえていくべきだと思えます。それで、やっぱり、先ほども言いましたように、予算を使い切らなくてはならないみたいな、そういった話も聞こえてきますので、そこら辺はきっちりチェックをお願いしたいと思います。この件については、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） ここで暫時休憩したいと思います。

（午後 2時15分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

◎発言の申し出

○委員長（福田裕司君） 初めに、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません。先ほど永田委員のほうからご質問いただきました認定こども園の施設整備補助金の中で、大平みなみ幼稚園の定員ですが、2号、3号を、私、163人と申し上げたと思うのですが、63人になります。申しわけありません。

○委員長（福田裕司君） 次に、小林こども課長、お願いします。

○こども課長（小林和彦君） 先ほど天谷委員からのご質問で、家庭相談員の資格要件が、先ほど答弁しましたが、特にないということだったのですけれども、本来であれば、学校教員、医師、社会福祉主事などの資格が必要要件となっておりますので、本市の場合にはそれぞれ該当する相談員を配置しておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（福田裕司君） では、引き続いて、3款民生費中の所管関係部分の質問を伺います。
平池委員。

○委員（平池紘士君） 195ページ、一番上の成年後見センター運営事業費なのですけれども、この事業内容をお伺ひしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 成年後見センター運営事業費につきましては、成年後見等に関する相談業務を社会福祉協議会のほうに委託する事業であります。その業務の内容といたしましては、成年後見制度に関する相談とか普及とか、あるいは市民貢献制度などの普及啓発なども含めてお願いするような内容になっております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 相談業務、それと普及啓発業務、2つということで認識してよろしいのですね。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） はい、そのとおりであります。

あと、成年後見の中に法人後見といったものがございまして、それについては、社会福祉協議会のほうが今後法人後見人となるように、これからいろいろと制度を構築していくかと思われま

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 1年間で650万円という委託費なのです。これは、察するに、人件費的な部分で解釈してよろしいのかどうか、お願いします。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） はい、そのとおりです。社会福祉士を持っている職員を配置していただき、あと事務経費をわずかつけております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 191ページの3事業目ですけれども、障がい者相談支援事業費、委託料として3,500万円ほど出ていますけれども、この事業内容はどのようなものでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

主には社会福祉法人等への委託料等ございまして、相談支援業務委託料として、6名の相談員の委託料として支出が主でございます。金額的には、委託料として3,548万1,000円を委託しているものでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 人件費ですけれども、6名の相談支援員というのですか、その方の業務というのはどういうものを行っているわけでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

主な支援でございますが、訪問活動であり、来所の相談、また同行訪問、電話等の相談等々でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用計画というのを、サービス利用計画、私はここの部門で障がい者のサービスの利用計画をつくっているのかなということで聞いたわけですが、これは別のところがあるわけですか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 主にこちらの障がい者の相談支援員に関しましては、各事業所のコーディネーターなり、相談計画に関してのアドバイス等、また障がい児者相談支援センターの運営に関しても担っていただいております。また、昨年10月から基幹相談支援センターも立ち上げてございまして、その相談業務等も行っていただいております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 障がい者の方が利用計画をつくるに当たってのアドバイスとか、そういったことをやっているということによろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 利用計画に関しても作成はしてございます。そういった業務のほか、各事業所の相談支援、また障がい者の相談等も行っているところでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用計画をつくらないとサービスを受けられないというような制度が、一昨年ぐらいですか、始まって、障がい者の方の相談、利用計画をつくるという業務だと私は思っていたのですが、このサービスというのですか、利用相談委託費というのか、それで十分、障がい者の利用計画というのはつくられているということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

委員のお話のとおり、障がい児者に関しましても、利用計画のもとにサービスを利用いただくという動きでございまして、平成27年4月1日からそのようなことに変更になりまして、栃木市におきましては、サービス利用計画の施行となる4月1日に100%利用計画ができたということで、これに関しましては、各事業所さんのご協力、ご支援、また今回の障がい者相談支援センターの職員の尽力等もあったかと思っております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、続きまして、保育園のほうにいくかな。なかなか聞き方が難しいのです。大きく制度が新システムになって変わったということで、ここの、まず平成27年度の認定状況というのですか、これはどこで聞いたらいいのか。

○委員長（福田裕司君） それでは答えられない。

○委員（白石幹男君） いや、そういう事業があるのではないかと思ったけれども。

全体、では、どういう聞き方をしたら。1号、2号、3号と認定をしないといけないと思うのですけれども、大きな項目で事業、福祉総務費でいいのでしょうか。どういうふうな状況になっているのか伺いたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 細かい状況ですので、予算の面でははっきり出ているところがちょっと見当たらないのですが、199ページの下から4つ目、特定教育・保育施設等施設型給付費というのがあるかと思うのですが、これについては新制度で新たにできたものでありまして、いわゆる認定こども園とか小規模保育施設に対しての運営事業費、今までなかった、旧制度ではなかったものですが、これが新たに今年度から増えて、来年度は認定こども園になるところが多く増えるということで、金額的にもこれだけの多額な金額がかかっているという状況であります。そういったところでよろしいでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 認定状況を聞きたいのです。来年度、1号認定が何人で、2号認定、3号認定が何人の子供さんがそういうふうな状況になっているかというのを聞きたいのですけれども。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません。まだ現在もいろいろ動いたりしているところがあるのですけれども、現在認定しているのは、1号が1,494人、2号、3号が認定こども園等で1,018人、合わせて2,512人ですか、それとあと小規模のほうで3号認定が38人ということで、合わせて2,550人ということになりますか、の人数になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと聞き漏らしたのですけれども、2号、3号というのは、これは分かれていますか。2号は何人、3号は何人というのはわからないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません、ちょっと今手元に資料がないので、調べさせて答えさせていただきますと思います

○委員長（福田裕司君） では、今調べるというので、後でよろしいですか。それがわからないと、次の質問に。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、それは後にしますか。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 207ページ、藤岡地域統合保育園整備事業費なのですけれども、これは次年度からスタートしていくわけなのですが、測量設計等委託料が880万円、また予算がついているのです。これはちょっと、もし、私、説明を聞き漏らしていたら申しわけないので、ちょっと確認で

お伺いしたいのですが、何の測量と設計なのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 2つございまして、1つが閉園になります三鴨保育園と藤岡保育園の解体の設計になります。

それからもう一つが、部屋保育園が閉園になりますが、敷地の関係の測量をきちんとしていたということで、敷地測量関係の委託料を計上してございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それでは、認定こども園の、今度、先ほどちょっと説明がありました、199ページ、特定教育・保育施設、これが17億4,600万円、かなりの額になっているわけですが、この制度改正で認定こども園も、認定こども園というか、幼稚園の部分というのですか、その委託費というのがこっちへ回ってきたということだと思えるのですけれども、今までの認定こども園の、今年度、施設というのはどの程度になっているのですか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 認定こども園につきましては、今年度5園でございました。それが、来年度につきましては14園になることになっていきます。幼稚園から認定こども園に移るのが8園、保育園から認定こども園になるのが1園増えるという形になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、定員というのか、が増えてくるのだと思えるのですけれども、定員の総数というのは、5園から14園になったということで、かなり定数が増えるのかなと思いますが、その状況はどういうことになっていきますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 平成27年度の定員と平成28年度の定員を比較しますと、平成27年度が、1号、2号、3号を合わせまして2,466人であったところが2,924ということで、約450名程度、定員的には増えている形になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、認定こども園の定数ということでよろしいのでしょうか。ほかの民間の保育園の定数というか、民間というか、公立も含めて定数なのですか、それはどういふふうになっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません、今申し上げましたのは、保育園等を含めた全ての市内の定員という形の数字でございまして。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、450ほど増えていると、定員が。ということで、待機児童の

問題というのですか、そこら辺は解決はしているということで捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 定員については、それだけ増えてはいるのですけれども、従来から幼稚園に入っていたお子さんも認定こども園に移ったりというところがありますので、実際に待機児童というところになりますと、まだ、最終的に調整をしている段階ですので、何人というのは出てはいるのですけれども、やっぱり多少残ってしまうかなというふうには考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、希望ですよ、認定こども園のゼロ歳から2歳までと保育園のゼロ歳から2歳までと大きく違うと思うのです。特に小規模の事業所にとっては、2歳までしか預からないということで、その後の、先がどういったことになるかというのが親御さんは心配だと思うのですけれども、そこら辺の、特に小規模保育園の状況というのは、希望にかなわず、そっちへ回ったとか、そういった事例というのはあるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 小規模保育施設につきましても、新制度で新たにできたということもありまして、まだ知名度が低いということもありますので、まず保育園のほうの申し込みをされて、調整がつかずに小規模にという方のほうが実際には今のところ多いかなというふうには考えております。ただ、小規模については、委員さんおっしゃるとおり、2歳までということで、その後については、いわゆる園ごとに連携施設とかの設定をしていただいていたとか、あとは2歳が終わった段階で再度希望等を調整させていただいて、保育園なりに調整をするというような形で考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やはり、親の事情に合わせた保育園の入園というのが一番、できればいいのではないかなと思うのですけれども、そこら辺、問題が、特に小規模の部分については問題があると思うのです。ホームページを見ますと、小規模保育園の募集をしているようで、何か3園ぐらい、今年できるようなことなのですけれども、それは3園増えるということなののでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 小規模保育施設につきましては、委員さんおっしゃられるとおり、来年度から3園増える形になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 公立、民間を含めて、この間、保育園落ちたというメールが大問題になりましたけれども、政府のほうは規制緩和とか、そういったところで何とか対応しようというような状況があるのですけれども、やっぱり保育の質という点ではかなり問題があると思いますので、そういった点も含めて、栃木市は保育園の行政について今後どういうふうに進めていこうとしているの

でしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 先ほども午前中の条例でもありましたとおり、若干、保育士の緩和というところではありますが、市といたしましては、できればやっぱり保育士を中心にといいですか、掘り起こしていきたいというふうには考えております。そういった中で、なかなか保育士が見つかりづらいという点もあるのですけれども、それには児童の安全、子供の安全というようなものを第一に考えながら、今後も保育のほうを続けていければというふうには考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 公立保育所等も含めての定数とかになってしまいましたけれども、公立保育園の保育所費、203ページからということです。

今度は、制度が変わって、延長、2号、3号の認定については短時間と、標準の時間ということで設定されていて、この延長時間の問題ですけれども、保育料と延長との問題、問題というか、ここに延長保育事業費というのがかなり出ておりますけれども、この点については、保育料の逆転とか、そういった状況は出ていないのでしょうか。今年の状況は。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 延長保育につきましては、いわゆる短時間の認定のお子さんについては、延長保育料が加わると標準認定のお子さんの保育料を超える可能性があることは確かです。所得に応じた金額になっていきますので、特に所得の低いほうの金額の方については差が少ないというところもありますので、逆転現象が多少起きているというところはあると思います。ただ、実際には、標準時間のほうの延長を利用しているお子さんについては、公立で大体、月に65人程度ということになっておりますので、さほど人数的には多くないかなというふうには考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 短時間に認定されてしまったということで、延長時間によって逆転するというのは非常にまずいと思うのですけれども、自治体によって対応できるのだと思うのです。どこかの市ですと、短時間保育、標準時間保育、認定はするけれども、預かる時間は決めないというようなことをとって、延長保育料というのも取らないというようなこともやっている自治体もあるということなので、これは働く時間が短いから、長いからということではなくて、やっぱり保育の必要性があるということで保育園に預けてということでもありますので、そういった逆転現象が起こることがあるのであれば、そういった対応をとるべきではないかなと思うのですけれども、一応、国の制度ですから、短時間、標準時間は認定しても、保育の内容的には変えないと、そういった対応も必要なのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 短時間の認定の方の延長の部分については、延長保育料を決める段階で

もちょっといろいろ議論がございました。その中で、個人に合わせてばらばらな時間を設定するというのも一つだと思いますが、栃木市としては、公立保育園で短時間保育の時間というのを全保育園共通ということで決めさせていただいて、対応するというに最終的にいたしましたので、若干、委員さんがおっしゃるような状況は出てきてはいいとは思いますが、当面はこういった形でやらせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 公立保育園の場合は預かる時間帯もきっちり同じようになると思うのですが、私立というか、民間ですと、預かる時間も、短時間は何時から何時まで、みんなばらばらという状況も出ているのではないかと思うのです。そこら辺は把握はしているのですか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 民間の保育園につきましては、事業者ごとにそういったことは決められるということになっておりますので、事業者によって、公立と同じように時間を決めて、一律でやっているところもありますし、事業者によってはある程度その辺を融通をきかせる形でやっているところもあるというふうに聞いております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 預けるところが民間になるか、公立になるか、小規模になるかという、そういった、預けるところが違う、保育するところが違うことによって保育に差が出てしまうというのは非常に問題があると思いますので、その点については、今後、新しい制度ということですので、問題点、課題はきちっと整理して、今後、子ども・子育て会議というのがあるのですか、そこら辺で議論していただきたいと思います。よろしくお願いします。要望です。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 続いて、いつも聞いていることですが、公立保育園の正規保育士と臨時職員の状況はどうなっているか伺います。207ページですよね、多分。保育士の共通管理運営費あたりだと思いますけれども。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 保育士の内訳でございますが、平成28年度の予算というところでいきますと、正職員については84名、それから嘱託、臨時保育士につきまして合わせて138名ほど要求をさせていただいています。実際のところは、今年の3月については、保育士については、正職員が82名、それから嘱託、臨時職員を合わせて140名程度になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 経年的に見ると、これは余り変わっていないということでよろしいのでしょうか。正職員の数というのは。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 正職員につきましては、基本的には、平成27年度、平成28年度では変わらなかったということになってございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 結局、その増えない分は臨時職員、臨時保育士でやっているということだと思います。

それで、臨時、嘱託保育士の賃金の点ですけれども、これは前年度、今年度、平成27年度と平成28年度、これを、処遇が改善するとか、そういうことはないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） まず、嘱託保育士については、市の職員の給料表をもとに出しておりますので、人勧で職員の金額が上がれば、それに応じて上がるような形になってございます。

それから、臨時職員につきましては、長らく1日8,000円ということだったのですが、来年度から8,200円に値上げをする予定でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、日給8,200円にするということによろしいのですね。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 200円で、20日働いたとしても4,000円、月4,000円ほどのアップということになると思うのですけれども、何せ低い賃金、これは大きな問題だと思うのですけれども、そこら辺、臨時職員、臨時保育士を使うということであればもっと処遇改善を、積極的な改善をしていかないといけないと思いますけれども、その点どう考えていますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃられるとおり、処遇改善というところでは、もっと上げたいということが本音ではあります。ただ、市の体系としまして、臨時職員については保育士だけが幾らという形で決めていないというところがありまして、いろんな、専門職のところでは8,000円なり8,200円ということで決めているという状況もありまして、なかなか保育士だけを上げるというのが状況的に難しいというところがありますが、保育課としても、なるべくその辺は上げられるように担当課とも交渉していきたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ホームページを見ますと、募集をしているようですけれども、これは来年度確保できたのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ホームページでも随時というか、常時募集をしている状況にありますが、来年度もなかなか厳しい状況ではありますが、一応、最低限は確保できているかなというふうには思います。ただ、やはり保育士の処遇というところではある程度いたほうがいいので、募集については引き続きしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一回、最後に。

藤岡地域統合保育園整備事業費、これは207ページですけれども、これは整備的には今年度で終わると思うのですが、事業費総額としては計画とどのくらいの差があったというか、どういうふうになったのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません、総額ではちょっと今手元に資料がないのですが、統合保育園の整備そのものについては今年度で終了ということになっていまして、今回上げさせていただいていますのは、廃止されたところの保育園の解体ですとか、あと、急遽、駐車場ということで追加をさせていただいた部分ということですので、当初予定していた整備そのものについては変わらずにそのままできたかなと考えております。今回追加させていただいた部分について、少し増えて、駐車場の整備ということで増えてしまっているかなというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今年度、駐車場の整備ということが予算化されているのですけれども、これは当初の事業費の中には入ってなくて、後から出てきたと、この分は増えるということなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活保護総務費ですけれども、213ページです。まず、生活困窮者自立支援事業費の委託料ということで、これは自立するための支援ということで、その業務内容というのですか、それはどういったものなののでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、まず相談の業務、社会福祉協議会のほうに委託をしております、社会福祉協議会内に相談の窓口を設置しております。そこで相談をいたしまして、あと、その内容によりまして、家計相談支援事業というのを今年度から始めております。生活困窮に陥った原因が、お金の出る、入るがちょっとうまくいかないというような方に対しての家計相談支援事業をやってございます。それともう一つ、子供の学習支援の事業ということで、3つの事業をやっております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活保護になる前のための対策ということだと思いますけれども、これも新しく、去年あたりからできたのでしたっけ。これはどのくらいの効果が出ているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） この事業につきましては、今年度から全国の福祉事務所で始まっております。栃木市においては、前年度、今年度の前、モデル事業として実施をしているところでございます。

非常に相談の件数多くて、平成26年度につきましては、相談の件数が120件ほどございました。今年度、これは2月末までの時点ですけれども、相談件数は164件ということで、前年度に比べてもかなり伸びておりまして、かなり生活困窮している方はいっぱいいらっしゃいますので、徐々に事業に対する理解というか、いろいろな窓口から相談が来て、生活保護に陥らないような施策を社会福祉協議会のほうでとっていただいているというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 効果も出ているということだと思います。

215ページ、これは生活保護費支給費ですけれども、この状況はどのようになっていますでしょうか。去年、平成27年度の予算を見ると若干減っているのですよね、総額では。そこら辺も含めて、どういうふうな予算になっているか伺います。

○委員長（福田裕司君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） お答え申し上げます。

まず、保護者等の推移でございますけれども、平成25年度当初、岩舟町、旧岩舟町を含めますと1,041世帯、保護者の数は1,397名、平成26年度、4月5日から合併ですけれども、岩舟町も含めて、平成26年度の当初ですと1,082世帯、被保護者1,439人、平成27年度、今年度当初は被保護者世帯が113世帯、被保護人員1,469人となっております。直近の数字でございますけれども、1月末の数字が被保護者数、世帯が1,145世帯、被保護人員1,497人ということで、今年度、景気の回復が実感できないというようなこともあるかもしれませんが、少し伸びが緩やかになっている傾向が見られていると思います。

あと、保護費、扶助費につきましては、精査をいたしまして、ほかの事業との関係もございまして、来年度やっていけるというような数字で、若干、去年と比べて変わっているところでございます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 安倍政権のもとで、生活保護費は減らされていますよね。3年間ぐらいで、

額は忘れましたが、そうした影響というのはどういったところに出ているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 今年度で一応段階的なものは終わりました、来年度の保護費については、今週の金曜日に県の説明会があるのですけれども、情報によりますと、扶助費については若干、物価が少し伸びているというか、横ばいなのでしょうけれども、生活費については、多分、少し上がるというような状況だというふうに聞いております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活保護世帯になるのは、経年的には若干伸びが減っているということでありまして、やはり今の状況は、1,145世帯、1月の時点で。かなり、平成25年度の実態からすると100世帯ぐらい増えているということでありましてよ。こういったことで、かなり市民の生活状況というのは厳しくなっているというのが実態ではないかと思っておりますけれども、そこら辺は、所感、どうでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 今年度、景気の回復によって、特に若い労働意欲のある方については、仕事を見つけて生活保護を脱却しているという方も見受けられます。ただ、その多くは、大半というか、ほとんどが非正規の労働による保護からの脱却というような面で、派遣なりの仕事がなくなればまた生活保護に陥るといった危険性は非常にはらんでいるというふうに思います。成熟した日本の社会の中で非正規がどんどん、どんどん増えていくというような状況の中では、若者についても生活保護に陥る危険性を非常にはらんでいると思います。これは私どもだけでは解決できる問題ではないと思っておりますけれども、そのような日本の働く構造というのですか、そういうものを変えていく必要があるのかなというふうに所管をしている者としては考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私も全く同感でありまして、そういった状況に、これは大きな政治の中で考えていかないといけないと思っておりますけれども、やっぱりそういう、消費税を上げながら社会保障は削っていくという状況に対抗して、自治体はやっぱり市民の生活を守るという最大の仕事があると思いますので、こういった、本当に最低限の生活を保障していくという、生活保護の意味合いは大変大きなものがあると思うのですけれども、今言ったような観点で、市民が路頭に迷うようなことがないようにぜひ行っていただきたい、これは要望です。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） それでは、次に移りたいと思います。

4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書につきましては、218ページから233ページであります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 231ページ、上から3事業ですか、資源物回収活動団体支援事業費、現在、まず何団体ぐらい参加されているのか、対象団体数をお願いします。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 140団体でございます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 140団体。合併7年目、報奨金の目安となります、この単価ですか、内訳、新聞紙類とかアルミ類とか、いろいろとあると思うのですが、現在は幾らぐらいになっているのか、しばらく聞いておりませんので、お願いします。

○委員長（福田裕司君） データはございますか。

金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） キロ当たり3円となります。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これは、キロ当たり3円は、アルミも新聞も雑誌も全て3円という感覚でよろしいのでしょうか。再度お尋ねします。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 全て同じとなります。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） この推進活動、140になりましたけれども、どのようなPRを継続しているのかお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 市内の自治会とか子ども会、育成会、学校の児童会、老人会、その他、これらに類する団体や営利を目的としない市民の団体で、構成員、おおむね10人のグループでやっていたいております。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ありがとうございます。継続してPR活動を続けていっていただきたいと思います。

続いて、その下の下、ごみ戸別収集事業費、これは予算的に委託料280万円ぐらいですから、一、二名かなと思うのですが、現在の収集戸数を教えていただきたいと思います。あと、前年比どのぐらいになっているかお願いします。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 現在、61戸収集いたしております。前年ですと、50戸ほどになっております。

- 委員長（福田裕司君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） そうすると、新年度の戸数目標といたしますか、どのくらい見込んでいるのか
お願いいたします。
- 委員長（福田裕司君） 金子環境課長。
- 環境課長（金子一彦君） 70戸ほど見込んでおります。
- 委員長（福田裕司君） 小久保委員。
- 委員（小久保かおる君） 221ページの7番目の医療用ウィッグ購入費補助金ということで、県内
初ということで、本当に使用されようと希望している方は喜んでいらっしゃると思います。そのこ
とについての、上限3万円ということに対して、申請者はどのように請求したらよろしいのか、そ
のことで周知方法をお聞きしたいのですけれども。
- 委員長（福田裕司君） 大木健康増進課長。
- 参事兼健康増進課長（大木富江君） この制度は、一般質問で質問させていただいて、市のほうで検
討して、来年度から新しく始めさせていただく制度です。議会のほうでご承認を得られました後、
4月の記者会見で制度の発表をしまいたいと考えています。同時に、ホームページや新聞報道
等でこの制度については周知をしていきたいと考えております。
- 申請等につきましては、必要な書類等を市のほうに申し込んでいただきまして、資格審査をいた
しまして、給付を決定していく予定でおります。
- 委員長（福田裕司君） 小久保委員。
- 委員（小久保かおる君） わかりました。
- 委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありますか。
- 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 同じページで引き続き、221ページ、私も一般質問で質問したのですけれど
も、妊婦健診で多胎妊婦、何か言いづらいのですけれども、健診の補助というのですか、回数を増
やすべきだということを主張しているわけですが、その答弁ではやらないということですが、
そこら辺の、もっと、一般質問でもご答弁はもらっていますけれども、本来ならやるべきかなと思
いますけれども、そこら辺の判断というのはどのようにしているわけですか。
- 委員長（福田裕司君） 大木健康増進課長。
- 参事兼健康増進課長（大木富江君） 妊婦健康診査につきましては、1人当たり14回分の助成をし
ているところですが、平成26年度の実績を見ますと、1人当たり平均利用11.3回という利用実績が
ございます。満40週までで14回ということを見込んでおりますが、実際には、早く生まれますと、
全部の受診券を使わないで出産に至る例もたくさんございますので、今の14回分で必要な健診は受
けられるというふうに判断をさせていただいた状況です。
- 委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 双子、三つ子、いた場合は、かなりリスクは、やっぱり最終盤にはかなりのリスクをしようということで、頻繁に健診もやるべきかな、そういう補助をすべきかなと思うのです。日光市はそういったことで6回増やしているのですけれども、やはりそういった、この実績から見ると必要ないという判断だと思うのですけれども、やはり多くのメニューをそろえておくということでは、余り予算もとらないのではないかなと思うのですけれども、そうやってメニューはそろえておくという考え方でもいいのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 大木健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 日光市のほうにも問い合わせをいたしました、実際の実績が1人から、1名分だけの補助申請があったという実績をお聞きしておりますので、今後の経過等も考慮しながら検討していきたいと思えます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 223ページですけれども、斎場整備の前に違うのをやろうかな。歳出で、中段に再生可能エネルギー普及促進基金積立金がありますけれども、積み立てると、屋根貸し事業の。今現在、どの程度になっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 現在の積立金ですが、286万5,200円となっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、来年度289万7,000円が積み立てられるということで、500万円を超える、540万円ぐらい積み立てられるということによろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 先ほど私が言いました286万5,200円を足しまして、500万何がしになります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この積立金の目的というのは、再生可能エネルギーの普及ということで、太陽光発電のそういった設備、発電システム設置補助等に充てていくというような積立金の使い方というか、そういった理解をしているのですけれども、そういうことによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 積立金の用途なのですけれども、屋根貸しの、災害等、落雷とか、市側に、市と相手方、その責任の度合いですか、そちらを考慮しまして、そのための基金を用意するという形になります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 落雷で太陽光パネルがだめになったとか、そういったところの修理に、それ

に充てていこうということなのですか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 主に災害等がメインとなってまいります。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後の落雷で事故がなければ毎年280万円ほど積み立てられるということで、そうした再生可能エネルギーの普及、そういうところに使っていくべきだと思いますけれども、その点はどう考えているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） この再生可能エネルギーの基金の関係なのですけれども、再生可能エネルギーの普及促進のために利用するというのが目的の一つになってまいります。それと、私が先ほど言いました不慮の事故等の際にも使用いたします。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これまでの積立金を取り崩して、そういったところ、再生可能エネルギーの普及促進のために使ったというのは実績はあるのですか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 取り崩しの実績はございません。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後やっていくということによろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） そういふことでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 225ページの斎場整備事業費です。一般質問でも私も質問しましたし、平池委員もやりました。これだけの調査の委託料が出ているわけですけれども、見切り発車的にはできないと思うのですけれども、そこら辺の住民との対話というのですか、どういうふうに進めていくおつもりなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜 博君） お答えいたします。

まず、正式に広報とかで、広報につきましては、基本構想、基本計画までは広報で公表しましたが、改めて行っておりませんでした。ということで、4月号で各種事業を始めますということを広報する予定です。事務的には、ここにあります測量と地質調査をまずは着手したいと考えていますが、当然、この中では今回も反対署名簿が出ておりますので、地域の反対の方々と同時に多くの市民の方の了解をいただくための行動、先ほど言いました広報だったり、また説明会等を考えながら

やっていきたいと思っています。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 地域の人たち、この間、何か四百幾つの署名を持ってきたということであり
ますけれども、そこら辺、丁寧な、事業計画について詰め不足というのが何か理由らしいですよ
ね。そこら辺は、やっぱりきっちり納得がいくような形で説明をしていかないといけないのでは
ないかなと思うのです。これは、強行すると、市民の一体感というか、合併した、市民の醸成す
るといふふうなことでなっていますけれども、それが崩れていくということで、大変私も危惧して
いるのですけれども、そこら辺、きっちり、部長答弁でもよろしいのですけれども、やって
いただきたいなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 高橋生活環境部長。

○生活環境部長（高橋一典君） この件につきましては、一般質問でも市長が答弁さ
せていただいておりますけれども、斎場建設について、16万市民全体の利益というものを考
えて、説明責任を果たしながら進めていければなというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひ禍根を残さないような進め方をしていただきたいと、要望で

231ページ、ごみ委託収集事業費ですけれども、今回、大武議員のほうからも厳しい質問があ
ったわけでありましたが、昨年というか、今年度の予算を、これは地域ごとに分かれていて、な
かなか、足して4億6,831万6,000円になったのですよね、平成27年度の予算を足しますと。
そうすると、かなり、1億2,000万円ほど委託料というか、事業費が増えているわけですけ
れども、これは一体どういった原因なのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

人件費と車両費を出し、何台で収集するのかを考慮いたしまして設計をいたしました。収集回
数が増えますので、必然的に増えてしまったというところなのですが。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 来年度から収集回数を増やすということで、そういう、何件ほど
そういった、増えるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

まず、ごみの種別ごとにちょっとお答えしたいかと思うのですが、燃やすごみについては週
2回で変わりません。それと、地域によって燃やすごみ以外にばらつきがあったのですが、
空き缶、空き瓶につきましては、ペットボトルと隔週で月2回収集してまいります。

それと、資源ごみ、ここが増えてくるのですが、新聞紙、チラシ、雑誌、その他、段ボール、紙

パック、ここが月4回となります。それと、燃やさないごみが月3回、小型家電が新たに入りまして、そこに1回入ってまいります。有害ごみなども月3回という形となってまいります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員、これは研究会でもらっていると思うのです。うちに行けばあると思うので、確認してください。

白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったことで、1億2,000万円ほど増えると、予算がということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 先ほどもお答えしましたが、それと人件費と車両の関係とか、それを見て1億1,000万円ほど増えるということです。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 同じ231ページなのですけれども、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費についてお伺いしたいと思います。

こちらについては、合併前においては広域行政事務組合という組織の中でいろいろと議論ができたわけでございますけれども、今後、今回、4月からの予算計上の中で今回予算化されたということについて、4月以降に議会側にもいろんな計画等の示しがあるのかなと思うのですけれども、大まかで結構なので、今後のスケジュール等がわかればお伺いしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業の今後の予定でございますが、こちらにつきましては、現在第1期ということで、平成29年度で終了いたします。それで、現在、平成27年度で継続の可能性調査を実施しております。その結果を受けまして、来年度の予算として包括的業務委託事業の第2期の発注に係るアドバイザー業務委託を平成28年度で予算計上をさせていただいております。この事業につきましては、2カ年の継続事業ということで、その中で、要求水準書の作成、包括的委託事業者の受託者の意向調査、契約書案等の作成などの業務を委託により実施していきまして、入札等につきましては、業者の選定につきましては、一応、平成29年度の10月ぐらいを予定したいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 1点、ちょっと確認したいのですけれども、先ほどの答弁の中で、平成27年度において継続という言葉があったのですけれども、これというのは今請け負っている業者が継続できるかどうかを調査しているということですか。

○委員長（福田裕司君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

今回行っております継続可能性調査につきましては、基本的には新たな業者を選ぶわけなのですが、施設が15年たっております。その中で、同じような委託方式ができるのか、当然、老朽化した施設を修理、修繕の箇所が決まってくるので、その辺を調査した結果を受けて検討してまいりたいということでございます。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） わかりました。要は、施設そのものが見えるかどうかという部分を調査することですね。わかりました。新たな発注をしていくということで、平成29年の10月ごろをめどというか、それを目安に動いていくということなのではけれども、ぜひ細かい形で議会側にも情報提供なり、あるいはディスカッションできるような場をつくっていただきたいというふうに思います。要望です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費中の所管関係部分の質疑に入ります。予算書につきましては、264ページから295ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、次に移ります。

次に、10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は310ページから331ページであります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 311ページの幼稚園関係ですけれども、先ほど子育て新システムとの関係で、これは認定こども園のほうに移行した場合は、こういった、幼稚園としてではなくて、認定こども園のほうにその補助というか、資金、お金の流れというのは変わっていくということによろしいのですか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、認定こども園に移った場合には、先ほど、民生費のほうに費用については移っていきます。今回ここに残っているのは、今までの幼稚園の形でまだ残っているという幼稚園に対するものの予算です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今まで私立の幼稚園ですと、保育料というかは直接親が幼稚園に払っていたと思うのです。それが認定こども園ですと、一旦、市のほうが預かって、それをまた補助金として認定こども園のほうにやるということなのではないでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 今までどおりの幼稚園については、市のほうは関係しませんで、親御さんから直接保育料を園がもらって、それで運営していくという形になります。それから、認定こども園のほうに変わりますと、保育料については市で定めた金額で適用していただきますが、保育料を預かるのは、直接、園のほうで、民間の場合はやるという形になります。市のほうでは、保育料との差額の分を運営費という形で出すという形になります。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 3時45分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎発言の申し出

○委員長（福田裕司君） 初めに、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません。先ほど白石委員のほうからご質問いただきまして、1号、2号、3号の認定の人数ということで、後でお調べするという事で申し上げましたので。

1号についてはそのままですが、2号、3号について、2号が1,785人、3号が797人ということで、ちょっと先ほどの数字は保育園のほうが入っていなかったもので、ちょっと数字が違うと思いますが、そういう数字になっております。

○委員長（福田裕司君） 続いて、歳入、継続費及び債務負担行為の所管関係部分を一括した質疑に入ります。

歳入につきましては、62ページから133ページであります。また、継続費は8ページであります。さらに、債務負担行為は9ページ、10ページであります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 1個だけ聞きます。

81ページですけれども、清掃手数料で廃棄物処理手数料、これは直接持ち込んだ手数料というふうな説明を聞いているのですけれども、そのことでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

こちらの手数料につきましては、直接清掃工場に搬入されたごみの手数料でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、事業系とか一般の人が持っていったとか、そういう事業系も含めたやつなのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） こちらにつきましては、ほとんどが事業系のごみでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、一般の人がわざわざ持っていった部分についての手数料というのは幾らぐらい、この中で部分を占めているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 一般の方が搬入されたものについては、特に集計を確認しておりませんので、正確な数字はわかりませんが、ほぼ手数料の2%程度というふうに考えております。ですから、金額でいきますと600万円程度かなというところでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 600万円程度、大体の予想が、2%ぐらいだということであります。そんなに、ほかの清掃工場とかを見ますと、無料で、一般の人が持っていった場合、わざわざガソリンを使って持っていつているのに手数料を取られるということで、600万円程度であれば無料にするということでもいいのではないかとも思いますけれども、どう考えていますか。

○委員長（福田裕司君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

ごみにつきましては、有料化といいますか、うちのほうに持ってくるものについては、有料化することによってごみを減量しようというものが働きますので、そういうことを考えて、多量ごみをお持ち込みになる方については一定の負担をいただいているというところでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ほかのところでは無料だというようなところもありますので、そこら辺は減量につながるのかどうか、逆に不当廃棄ということで捨てられてしまうということも出てくると思うのです。そこら辺も含めて、市民の、わざわざ軽トラで持って行って、取られてという、我々は矛盾を感じるころなので、そこら辺は検討していただきたいなと思いますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 質問ですか、要望ではなくて。

金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 一般のごみにつきましては、基本的には各ステーションで無料で収集

をしております。市のほうでは、一般の方がごみを捨てられる場合にはステーションへの排出を指導しておりますので、今のところ無料にするということは考えておりません。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 民生常任委員会の所管部分については、特に民生費が主なところであります。民生費というのは、市民の暮らしに直接かかわる部分でありまして、先ほどの議論の中でも、生活保護世帯も増えてきて、なかなか厳しい状況が続いているという中で、やっぱり市民生活を守るといって立場で予算を組んでいただきたいということです。

それで、民生費が大部分ですけれども、総務費では個人番号カード交付事業、これは人権問題もありますし、プライバシー問題、セキュリティの問題もある中で、先ほどの議論の中でも1,500件ぐらいの方がまだ届いていないと、見切り発車という部分が多いと思います。この予算もついているということで、総務費では反対したいと思います。

また、民生費についても、特に子育て支援という点では、大きく子育て支援制度が変わって、規制緩和、民間の方向にしているということでありまして、やはり保育の質、保育責任という、自治体が持っている、これは児童福祉法でもきっちり定まっておりますので、そういった点で十分な予算、手当がなっていないと。特に臨時保育士を多く使っている、また手当、賃金も非常に安いという中で大変な状況になっていると思いますので、ぜひそういった予算の使い方はきっちり、子育て支援といったところに十分に使われていないということで、反対をしたいと思います。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
	永田武志				
反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さま

でした。

〔執行部退席〕

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第18、議案第2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

なお、各特別会計予算につきましても、一般会計予算同様、既に説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、歳入で、いつも聞いていることですが、補正のほうで触れているのですけれども、特に保険税、392ページ、393ページですけれども、保険税が前年度予算よりもかなり減っているということで、補正でわかったのだけれども、かなり加入者が減っているということですよ。その減っている原因というのは何かあるのですか。別の保険に入っているとか、そういうことではないですよ。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

先ほどの補正のほうでもお話ししたところなのですが、やはり国保会計につきましては、後期高齢者の医療ということで、後期高齢者が多くなってきているという状況からしても、後期高齢者医療のほうにシフトしていくというような関係がございまして、減少しているというような状況かと思われます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういった状況は、後期高齢者ということであれば、退職の制度もなくなるというのも、これは事前にわかっていることでありまして、後期高齢者、75歳以上ということであれば、年齢で切りかわっていくという状況は、これははっきりしているということですよ。それで、今回はかなり減らした、4万3,000人ほどの保険料、一般はなっているということですよ。けれども、やっぱり、ここら辺、何で2,000人も違ってきているのかというのが不思議なのですが、そこら辺は分析はしているのですか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 改めての分析等は行っておりませんが、どうしても本社会状況等の絡みではないかなというふうに思っております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） いつも聞いていることでありますけれども、こういった中で、保険税が高いという状況があるのですけれども、滞納者の状況というのはどうなっていますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 滞納者の状況なのですけれども、これも過去の状況を通しまして、平成24年から申し上げますと、平成24年が5,810人、平成25年度が5,729人、平成26年度から平成27年度にかけてなのですが、これは同じ数字なのですけれども、6,510人というような状況でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 滞納世帯というのかな、の状況はわかりましたけれども、こういった中で、短期証、資格証に切りかわっているということだと思いますけれども、その数字はどうなっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） まず、短期証の状況ですが、直近の2月末ということでお知らせいたしますと、855世帯でございます。資格証明書につきましては、1,193世帯が該当になっております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 資格証のほうが大変な単位になるのですけれども、傾向的にはこれは徐々に増えているということなののでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 平成27年3月末現在ですと894世帯ということですので、若干減っているというような状況でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今のは、894世帯というのは、資格、平成27年の3月で。さっきの1,193というのはどういう数字なののでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 再度確認いたしますと、短期証ですと、平成27年3月末、平成26年度末で894世帯、現在、平成28年の直近の2月末で855世帯ということで、若干下がっているということでございます。

それで、先ほど数字の関係で、ちょっと資格証と短期証が絡んでまいりましたので、資格証明書

につきましては、平成27年度末で1,008世帯、平成28年の直近ですと1,193世帯ということで、資格証明書については若干増えているということでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木県は滞納が多いと、一番最悪の状況なのですね、全国的には。資格証明書の発行についても、かなり多い状況になっています。資格証明書だと、やっぱり医療費を一旦窓口で全額負担ということでありますので、これはなくす方向で考えるべきだと思いますけれども、その点はどう考えていますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 資格証明書につきましても、できるだけ窓口に来て納税相談をしていただくこととなりますので、そちらのほうは続けていくような状況であるかと思えます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 医療費が、保険税が払えないという状況というのは、やはり高く払えない、生活保護以下で暮らしているみたいな状況もあると思うのです。そういった点では、もっと積極的な対応をすべきだと思います。ただ窓口に来てもらうということではなくて、積極的な、ほかの部署とも一緒になって、福祉部門も含めて対応していくべきだと思いますけれども、そういった点はどのなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） どうしても所得が低いという場合につきましては、生活保護のほうの係とも相談しまして、そちらのほうとの関係も詰めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、あともう一個、歳出です。435ページでヘルスサポート事業費ということで、これはデータヘルスというのですか、そこら辺で医療費の適正化というか、そういったことでやっているということですよ。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ヘルスサポート事業につきましては、平成27年度からデータヘルス計画というのを栃木市国民健康保険で策定をいたすことになっております。これにつきましては、栃木市内のレセプトと、また特定健康診査等のデータ分析に基づきまして事業展開していくということで、効率的かつ効果的な事業を推進していくというような事業でありまして、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化ですか、を目的と、主にしているというところでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） データヘルスで、2年目ですよ、昨年からは始めて。そこら辺の今後の展開も含めて効果は出てきているのか、どういうふうになっていますか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） データヘルス計画につきまして、平成27年度から策定ということでもありますけれども、これも補助事業の関係がございまして、平成27年度も、策定年度も含めるといふことございまして、実際の事業展開については、平成28年度から展開してまいるといふことございまして、まだ事業的には、現状やっている、検診事業とかジェネリック事業等をやっておりますが、今後また新たに展開していくというようなことございまして。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。今後期待というか、そこら辺は、健康で維持をできるというか、医療費抑制になるということであれば積極的な対応をしていただきたいと思います。

それで、これは全体的なことですけれども、平成27年度、平成29年度で財政健全化計画というのがあるのですけれども、かなり被保険者も予想よりも減っているということで、そこら辺の財政健全化計画の練り直しも必要になってくるのではないかなと思いますけれども、そこら辺はどういうふうに見ておるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 栃木市国民健康保険財政健全化計画につきましては、委員さんのおっしゃるとおり、平成29年度までの3カ年でございまして。なお、やはり、全体の市の状況、また医療費の関係、また保険者の関係がございまして、これにつきましては見直しを、また国保運営協議会等にお諮りしながら見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） いつも反対していますけれども、今回も国保については反対したいと思います。

先ほどの議論の中でも、資格者証明書の発行も増えてきていると、かなりやはり保険料が、保険税が高くて払い切れないという状況があると思います。これは国の政策も変えていかなければいけないと思いますけれども、払い切れないような保険税設定ではなくて、自治体自身で一般会計からさらなる繰り入れなりして、保険税を払える保険税にすべきだと思います。

そして、資格証明書ですと、一旦医療費を全額負担ということで、これは本当に命を削るという状況になってくるといいます。そういった点では、資格証明書の発行というのはやめるべきだということを主張しまして、全体的にはこの国保会計には反対をいたします。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第2号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
		永田武志				
	反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第19、議案第3号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入で464、今回保険料は1,100万円、全部で1,783万5,000円、マイナス。先ほど国保のところでは、後期高齢者に移って、移行している人が多いのではないかと、この保険料が下がっているというのはどういった、人数は増えているのではないかと、その下がっている理由ですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 保険料の減額の理由でありますけれども、後期高齢者医療につきましては年々被保険者が増加傾向にございます。それで医療費が下がっていると、ちょっとおかしいのかなというご質問かと思うのですが、これにつきましては、制度的な面から見ますと、平成27年度から後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置に係る軽減判定所得基準の改正が行われてございます。平成27年度当初予算ではちょっと見ていなかったところなのですが、所得基準が引き上げられたということによりまして軽減対象者が増加し、保険料の減少に影響したものと考えております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 低所得者の対策で、これが、保険料が減ったと。ということは、後期高齢者

の中の構成要因というのですか、低所得の高齢者がかなり増えてきているという、逆、裏返せば、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、その下の普通徴収保険、滞納繰越分ということで375万2,000円出ていますけれども、これはやっぱり、普通徴収の場合はこういった滞納部分が出てくるかと思えますけれども、どのくらいの人が今滞納しているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 平成27年度の4月現在なのですが、140人になってございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういった方々、かなりこれは、普通徴収ということは、年金が1万5,000円、足らないと、いけない方たちですけれども、その140人に対して、国保みたいな資格証というか、そういった発行というのはやられていないと、やっていないということよろしいのですか。やっているのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 栃木県におきましては、資格証の発行はしてございませんで、短期証の発行だけでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったことであれば、短期証でこの140人の方、全員が短期証だかどうかわかりませんが、短期証を発行して、では、短期証の発行人数というのですか、それはわかりますか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 短期証につきましては、平成27年度で24名でございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、年度的に増加傾向にあるということでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 昨年度、平成26年度で49名で、平成25年度は57名ということで、かなり減少しているという状況でございます。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 後期高齢者医療制度、いつも言っていることですが、これは75歳の年齢で切って別の保険にするということですよ。世界的に例もない保険制度であり、廃止すべきだということで、自治体としてはやらざるを得ないと思いますけれども、廃止すべきという観点から、この会計には反対したいと思います。

○委員長（福田裕司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第3号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	平池紘士	天谷浩明
	永田武志				
反 対	白石幹男				

○委員長（福田裕司君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第20、議案第4号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 541ページ。オーケーですよ。一括だから。

上から2段目、はつらつセンター事業費、今年度、現在、事業委託団体数、まず教えてください。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 今現在、継続が79団体、新規が26で105団体になります。

- 委員長（福田裕司君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） 26団体、年間で増えたという認識でよろしいですね。
- 委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） はい、そのとおりです。
- 委員長（福田裕司君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） 以前は、年間、クリアする事業数というか、ノルマが50という記憶があるのですが、それだとなかなかハードルが高いので、現在かなりハードルを下げているという感じなのですが、それでも、年間何事業実施してくださいよというようなノルマはあるのでしょうか、確認します。
- 委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 年間ということではなく、月に4回以上というのが1つと、あと、なかなか、自治会によって大きさなども違いますので、今年から月2回から4回未満ということで、2段階の事業枠としております。
- 委員長（福田裕司君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） そうしますと、月4回となると、以前とほとんど、年間だと50回近くなるわけですね。それでも20回以上の推進状況になっているということなのですが、これは特別に何か推進PR方法を最近考えられたのでしょうか。それとも、従来どおり広報なりのPRにとどまっているのか、そこら辺教えてください。
- 委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。
- 地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） やはり、はつらつセンターにつきましては、自治会等の地域の中で主体的に行う介護予防事業でありますので、自治会の総会の際にはつらつセンターについて説明したり、あるいは改めてはつらつセンターを立ち上げようという方に集まっておきまして、先進的に進めているところを紹介という形でするなど、一応、普及啓発ということに努めております。
- 委員長（福田裕司君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） ありがとうございました。これは画期的な事業でございますので、継続して、どんどん参加団体が増えるように要望いたします。ありがとうございました。
- 委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。
- 天谷委員。
- 委員（天谷浩明君） 547ページなのですが、真ん中、高齢者地域見守り支援事業費687万9,000円なのですが、ここら辺は先ほどのちょっと、議案の地域支え合い運動との関係があればお聞きしたいのですが。
- 委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 委員のおっしゃるとおり、ここには見守り、支え合い活動に関する意向調査の委託料と、あと当初郵送で全部送付しようと考えておりましたので、その返信用の郵送代が100万円入っております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その上の、今天谷委員のやつで、家族介護継続支援事業費ということで紙おむつ、これは要介護3ですか、以上で在宅の方に、今度現物支給というふうになったのですけれども、その理由は何なのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 紙おむつの事業につきましては、過去に何回か、議会の一般質問等で、現物給付の検討はということでの投げかけをいただいております。私どものほうといたしますと、その投げかけを受けまして、現在紙おむつの手当を受給している方に、紙おむつの実態、購入の実態であるとかご苦労されている点であるとか、そういう部分のところのアンケートを2回にわたって調査をさせていただきました。その中で、やはり紙おむつは非常にかさばるといふ部分のところで、なかなか買いに行くのが大変だ、届けていただける制度があればそれにこしたことはないという、そういう方、それと引き続き、やはり現金がいいという方ももちろんいらっしゃったわけですが、国のほうの制度そのものが、前も申し上げましたように、介護手当の現金支給というのも非常に厳しいという部分のところで、実はこの紙おむつについても現金で出していくというのは非常に難しい、そういう状況が昨今見え隠れしてきている部分もございまして、利用者のニーズ、そういうものも踏まえた上で、これからも継続してやっていくために現物給付化という部分のところで考えたところでございます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 紙おむつにはいろいろな種類があると思うのですが、今までは現金ですと、自分の好きな、これを使いたいという、あると思うのですが、現物支給となりますと、種類を選べるというか、そういうことはできるのですか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） おっしゃるとおり、それぞれ利用されているものが違います。その部分もアンケート調査をいたしまして、基本的にどういうメーカーのどういう品を使っているのだという部分のところも確認をさせていただきました。その中で圧倒的に多く使っていた、そういうメーカー、4大メーカーがございまして、プラス個別の細かい事案の部分のところ等につきましても対応できるように、この後、議会のご承認をいただきましたら、4月に早速入札をして業者を選定していくわけですが、ある程度、全てのメーカーを取り扱える業者で、なおかつカタログをつくって、そのカタログの中から利用者の方に選んでいただくという、そういう形式の現物給付方式をとりたいというふうを考えております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 関連。

対象となる世帯数は何世帯ぐらいなのですか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 一応、紙おむつの業務委託料ということで、従来は各総合支所はそれぞれ別予算を組んでいた部分のところがございますが、今回から一括の部分のところでは計上をさせていただきます。ちょっと今、それぞれの支所分がばらばらになっていますので、ざっとの計算になりますけれども、約1,000の方が対象になります。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 1,000人、世帯ではないわけですね。地域がかなり広いエリアになりますから、かなり配布事業というのは大変な事業だと思いますので、その辺も費用対効果を考えていただいて、業者選定、頑張ってくださいと思います。要望です。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で。

業者が月1回なり配るということでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 申しわけありません。先ほどの平池委員の件数、今積み上げましたら1,200件になります。

業者が1軒ずつ配布をするかという部分のところではございますが、これにつきましては、配布を業者が1軒ずつすると、月に1回というような、そういう部分のところでは配布をするという、そういうことを予定しております。

○委員長（福田裕司君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 済みません、しつこくて。

1回でもいいのですけれども、要は支給枚数は具体的に何枚になるのですか。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 全体の金額等、条件的には変わっておりませんので、商品によって支給枚数が当然変わってくる部分のところがございます。それぞれの方がそれぞれ選んでいただくということになります。当然、全ての利用枚数をこの制度で賄えるかということ、これはアンケートでとって、やはり7割分とか、そういう形のものになっておりますので、残りの部分のところについては自費での購入、これはそれぞれがまた従来どおりお店で購入をする、もしくは配送業者にプラス自費分という形をお願いをする、その2通りの方法があるかというふうに思っております。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 539ページですけれども、新たに総合事業費というか、ことで、何事業か総

合事業費ということで上がっています。まず、総合事業費の1号訪問事業、順次聞いていきますけれども、こういった事業になるのか伺います。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 総合事業につきましては、今まで予防給付で、いわゆる訪問介護とか通所介護、デイサービスなどを使っていた方が市の実施する地域支援事業、総合事業のほうに移行するものであります。この1号というのは、国のほうでこの言葉を使っているの、1号訪問事業、1号通所事業という言葉を使っております。

この言葉のとおり、第1号訪問事業につきましては、今まで訪問介護、いわゆるヘルパー、要支援認定を受けてヘルパーを使っていた方がこの事業のほうに移行するという形であります。通所事業は、デイサービスを使っていた方がこちらのほうに移行するというので、ただ、訪問、例えばヘルパーのほかに、例えば福祉用具貸与とか、あるいは通所リハなどを使っていた方については、このところには、入っています、済みません。事業としては入っています。プランは別で立てるのですが、済みません。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、要支援者、要支援、もうそういう言葉がなくなってくるのかなということですけども、対象者というのは要支援から漏れた、今は要支援、非該当みたいな方がこのサービスを受けるということなのではないでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 非該当ではなくて、いわゆる要支援相当の方が例えばヘルパーだけを使いたいといった場合には、この総合事業の訪問事業の対象者となります。ですから、外れてしまった方ではないです。チェックリストを行って、その結果、訪問事業が必要だという方についてもここに一緒に合わさってくるということです。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特に1号、訪問、通所、これは要支援の介護保険から外していくという中で、もっと安上がりなサービスというか、ボランティアも含めてかな、そういう、介護報酬も少なくなるようなサービスというのですか、そういうふうな事業だと私は思っているのですけれども、認定から外れて、非該当の方が受けられるということなのかなと理解していたのですけれども、そういうことではないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 外れるというよりは、要支援1、2相当の方と、あとチェックリストで該当となった方がこの事業を使うということで、サービスの内容としては、今までと同じ、例えばヘルパーのサービスの事業相当の内容の基準でというふうに考えております。あと、調査をしましたところ、ヘルパーを使っている方ですと、生活援助のみで支障ないという方も多く、

ほとんどおりましたので、その方については、介護専門員という、専門員の方ではなくて、もう少し基準を緩和した方がやってもいいだろうということで、基準を緩和した内容での事業といったものも考えております。その中には、例えばシルバー人材センターが担うような事業も訪問事業の中には入ってきます。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 訪問も通所も含めて、そういった安上がりな方向、ボランティアの方がやるとか、そういった方向になるということですよ、そのサービスが。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 安上がりという表現ですとちょっとどうかなというところなのですが、介護専門員さんとかという、介護福祉士さんとかという専門の方ではなくても、地域の方も含めて基準を、専門以外の方が担ってもいいだろうというものになってきます。この中には、まだ栃木市ではちょっとつukれないと思うのですけれども、住民が主体になって行う事業も入ってきます。ですから、先ほどのはつらつセンター事業を行っているような事業が、もう少し内容的に支援が必要な方に対する内容になってくれば、はつらつセンターの事業がこちらの事業の一環になってくるということも将来的にはなっています。そうすることで、予防給付費が減るだろうということになってまいります。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 制度的な話だと思うので、私のほうから少し補足をさせていただきますが、まず今回の制度改正で、基本的には要支援というふうに認定された人が使えるサービスに少し制限がつかしました。その制限がついたものというのが、白石委員ご指摘の訪問介護、ホームヘルパーと通所介護、デイサービスでございます。

ただ、この通所介護、訪問介護につきまして、総合事業という部分の枠組みの中に移した形になりますけれども、総合事業というものも幾つかのランクを設けてございます。1つは、国相当サービス、いわゆる今まで要支援の方が介護保険で受けてきたサービスとほぼ同等の、同じようにヘルパーさんから、あるいはデイサービスの職員からきちんとサービスを受けるといふ、そういう部分の枠組みがございまして。それともう一つ、少し基準をやわらかくして、専門の人が対応するのだけれども、介護保険までまだいかないというような、そういう人も広く対象に、総合事業にしていて、その人たちも使えるような、そういう部分のサービス。それと、白石委員ご指摘の、まさに住民の皆さんが茶の間の集いみたいな形で集まっている部分に、閉じこもらないで表に出ていきましようというような、そういうサービス。要は、今までより市町村事業になることによってきめ細やかに、ちょっと閉じこもりぎみのところから、このサービスを上手に使いながら、なるべく介護保険の給付に至らないようにしていこうという、そういう趣旨で始まっている事業でございますので、決して安上がりで云々ということではなくて、より適切な状態の人に適切なサービスを提供してい

く、そういうものだという事でご理解願えればというふうに思います。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） いや、特にサービスA、サービスBという形でどんどん、専門員でなくても介護予防的なことをするという事になると、やっぱり専門的な目でその人を見るのと、ただ予防のために運動したり、一緒に過ごすという点では、やっぱり介護の状態にならないようにしていく、やっぱり専門性というのは私は十分必要だと思っているのです。そこら辺、やっぱりこの総合事業というのは、こう言ってはなんですけれども、安上がりにしていくということしか考えられないのですけれども、そういう、介護の質というか、そこを考えないといけないのではないかなと思いますけれども。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 済みません、お言葉を返すような話にもなってしまいう部分もあるのですが、そのために包括支援センターがございまして、その包括支援センターの専門の職員が、どういうランクのサービスが必要なのかという、そういう部分のところというものを組んでいく、そういう形になります。栃木市は包括支援センターを直営でやっておりますので、逆に言えば、正直、介護保険の財政を預かる私のほうとすると、今回の総合事業の部分のところ逆で介護保険財政は非常にお金が伸びていくという、そういう部分のところになっているような部分でございまして、これは必要な、そういう対応だと思っておりますので、そういう部分のところを進めているというような、そういう状況でございまして。

○委員長（福田裕司君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は介護の保険から追い出しというふうに思っているのですけれども。

それと、これはどこで、517ページ、介護認定調査事務、その下にも調査員調査訪問、介護認定に当たって、今まで、最初に基本チェックリストで市の職員が振り分けていくというような状況になっているのだと思うのですけれども、まずは、それで、この人は要支援にならないよみたいな、そういった制度になってきているのですよね。

○委員長（福田裕司君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 517ページのまず介護認定調査等事務費につきましては、これはいわゆる介護保険の給付の対象になる要介護の方、それと要支援1、2の方でも、いわゆるホームヘルプサービス、デイサービス以外の、訪問介護であるとか用具の貸与であるとか、そういうものを使う方は認定をいたしますので、その方の調査の部分のところ、市の直営の調査員16名で調査を行う費用でございまして。

白石委員のご指摘のあった部分のところについては、それでは平成28年、どういう形で実際対応していくのだ、総合事業が始まったという部分のところでございますが、現在その進め方のところについては対応策を協議している形になりますが、包括支援センターと高齢福祉の介護認定の担

当、こちらが連携をとりながら、その方にとっていたずらに認定までに時間がかかるとかサービス提供に時間がかかる、そういうことにならないような部分のところで連携した対応がとれるように準備を進めているところでございます。

○委員長（福田裕司君） ほかにないですね。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第4号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第21、議案第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは要支援の方の計画の事業ですよね、要支援の方の。先ほどの議論でも、総合支援のほうに移っていくというような中で、このサービスの事業費というのは全体的には増えているのですが、これはどういうことなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） サービス費が増えておりますのは、要支援の認定となる方が増加しているためです。そのために、この予算のほう、歳出のほう、歳入のほうが増えていくところなんです。

総合事業との絡みにつきましては、先ほどの539ページの中に総合事業、介護予防ケアマネジメント事業というものがございまして、そこがやはり同じようにケアプランを立てる部分になってきます。そこの兼ね合いについては、今ちょっと研究中ですので、そちらの総合事業に移行する分、サービス事業勘定の委託の歳出の部分が減っていくと予想しているところですが、今のところ、金額を出すまではちょっとできなかったもので、とりあえず前年と同じような歳入歳出で計算しております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第5号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって、民生常任委員会を閉会いたします。

（午後 5時01分）